

第 66 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 40 年 1 月 29 日開催）

出席者

会長	知事
委員	松山市長
同	新居浜市長
同	今治市長
同	宇和島市長
同	西條市長
同	伊予三島市長
同	川之江市長
同	伊予市長
同	北条市長
同	保内町長
同	松前町長
同	菊間町長
同	壬生川町長
同	長浜町長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	松山市会議員 7 名
同	新居浜市会議員 6 名
同	今治市会議員 6 名
同	宇和島市議会議員 5 名
同	西條市会議員 5 名
同	伊予三島市会議員 5 名
同	川之江市会議員 5 名
同	伊予市会議員 2 名
同	北条市会議員
同	保内町会議員 4 名
同	松前町会議員 4 名

同	菊間町会議員 3名
同	壬生川町会議員 5名
同	長浜町会議員 4名
同	県会議員 5名
同	学識経験者 3名
同	日本国有鉄道四国支社長
幹事	都市計画課長
幹事	建築課長
幹事	港湾課長
幹事	環境衛生課長

議事項目

- 議第 467 号 川之江都市計画川之江臨港地区の指定について
- 議第 468 号 伊予三島都市計画三島臨港地区の指定について
- 議第 469 号 新居浜都市計画新居浜臨港地区の指定について
- 議第 470 号 新居浜都市計画下水道事業の執行年度割の変更について
- 議第 471 号 西条都市計画街路の変更及び追加並びに同街路事業の執行年度割の決定について
- 議第 472 号 西条壬生川都市計画東予臨港地区の指定について
- 議第 473 号 今治都市計画今治臨港地区の指定について
- 議第 474 号 今治都市計画波止浜臨港地区の指定について
- 議第 475 号 今治都市計画下水道及び同下水道事業の変更について
- 議第 476 号 北条都市計画北条臨港地区の指定について
- 議第 477 号 松山都市計画松山臨港地区の指定について
- 議第 478 号 松山都市計画区域の変更について
- 議第 479 号 伊予都市計画伊予臨港地区の指定について
- 議第 480 号 菊間都市計画菊間臨港地区の指定について
- 議第 481 号 松前都市計画松前臨港地区の指定について
- 議第 482 号 長浜都市計画長浜臨港地区の指定について
- 議第 483 号 保内都市計画川之石臨港地区の指定について
- 議第 484 号 宇和島都市計画宇和島臨港地区の指定について
- 議第 485 号 宇和島都市計画復興土地区画整理事業の執行年度割の変更について
(継続審議)
- 議第 463 号 宇和島地区衛生組合し尿処理場建築位置の決定について

議第 467 号 川之江都市計画川之江臨港地区の指定について

川之江都市計画川之江臨港地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

川之江臨港地区、川之江市川之江町字宮の下大部分、川之江市川之江町字川原町の一部、約 14.69
「別紙図面表示の通り」

理由書

川之江港は、古くから自然の良港としてまた交通運輸の要港として栄えてきたが、戦後製紙業の発展に伴い港湾施設の拡充整備とあいまって港勢もめざましい発展をとげている。また東予新産業都市の指定によりその東端港として産業的経済的に非常に重要な役割の一翼を担うこととなり、着々その整備に努めているが、秩序ある臨港地帯の発展を図り効果的な利用と円滑な運営を期する為、本案のように臨港地区を指定せんとするものである。

議第 468 号 伊予三島都市計画三島臨港地区の指定について

都市計画三島臨港地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

三島臨港地区、伊予三島市三島町字沖田井の一部、伊予三島市三島町字大塚の一部、伊予三島市三島町字出湯の一部、伊予三島市三島町字神之元の一部、伊予三島市三島町字中の丁の一部、伊予三島市三島町字陣屋の一部、約 11.22

「別紙図面表示の通り」

理由書

三島港は、愛媛県の地場産業である製紙業とともに発展し、戦後化学繊維工業の進出、製紙業の飛躍的な発展とあいまって、めざましい発展をつづけており、東予新産業都市圏の主要な港湾としてその整備に努めているが、港湾の効果的な利用により臨港地帯の発展を図り、円滑な管理運営を期するため、本案のように臨港地区を指定せんとするものである。

議第 469 号 新居浜都市計画新居浜臨港地区の指定について

都市計画新居浜臨港地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

新居浜臨港地区、新居浜市東大江の字の全部、喜七郎新田、中須賀、西町、浜屋敷、向新田および誉開の各字の一部、約 10.5、分区の種類、商港区 10.1 ヘクタール、保安港区 0.4 ヘクタール

「別紙図面表示の通り」

理由書

新居浜港の港勢は、近年著しい伸長を示しているが、港湾施設の整備と併せて港湾の管理運営上必要な地域を臨港地区として指定し、港湾の利用増進をはかり管理を円滑に推進せんとするものである。

議第 470 号 新居浜都市計画下水道事業の執行年度割の変更について

昭和 39 年建設省告示第 3554 号都市計画下水道事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 38 年度	約 0 割 8 分
昭和 39 年度	約 3 割 7 分
昭和 40 年度	約 1 割 4 分
昭和 41 年度	約 1 割 1 分
昭和 42 年度	約 1 割 1 分
昭和 43 年度	約 1 割 9 分

理由書

市財政の事情により当初計画した年度内では完成できないので昭和 43 年度まで延期するものである。

議第 471 号 西条都市計画街路の変更及び追加並びに同街路事業の執行年度割の決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 2 号線を 1 等大路第 1 類第 1 号線に、

2 等大路第 3 類第 2 号線を 2 等大路第 1 類第 2 号線に改め、

1 等大路第 1 類第 1 号線ほか 4 路線を次のように変更し、

2 等大路第 3 類第 6 号線を次のように追加する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,1,1、古川橋下島山線、大字古川字仙蔵甲 16 番地、大字下島山字井ノ上甲 1345 番地、大字朔日市字船元 775 番地、36、約 4620、港大橋幅員 23 メートル、室川大橋幅員 23 メートル

2,1,1、西条駅前朔日市線、大字大町字福森 800 番地、大字朔日市字秋吉 835 番地の 2、20、約 2,810
ただし、起点付近において地積約 3,800 平方メートルの広場を設ける。

2,1,2、古川玉津橋線、大字古川寅巳 259 番地、大字玉津字南久保 256 番地の 1、大字大町字弁財天 687 番地の 10、18、約 3,410

ただし、大字古川寅巳 259 番地、大字樋之口字烏谷 55 番地の 1、12、約 860、

ただし、大字樋之口字烏谷 55 番地の 1、大字神拝字出ノ口 470 番地の 1、16、約 580

ただし、大字大町字御舟川 514 番地の 1、大字玉津字南久保 256 番地の 1、16、約 590、新元橋幅員 14.0 メートル

2,2,1、倉絹南通り線、大字朔日市字秋吉 793 番地、大字朔日市字鱈の洲新田 866 番地、16、約 1,370

2,3,4、西条駅前下島山線、大字大町字福森 800 番地、大字下島山字井ノ上甲 1345 番地、大字明神木字浜新開 160 番地、11、約 2,660

2,3,6、古川樋之口線、大字古川喜三衛乙 181 番地の 1、大字樋之口字滝出 347 番地の 1、12、約 930、古川橋幅員 9.5 メートル

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画中 1 等大路第 1 類第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,1,1 古川橋下島山線、大字樋之口字八町 450 番地、大字下島山字井ノ上甲 1345 番地、大字朔日市字船元 775 番地、36、約 2,700、港大橋幅員 11.5 メートル、室川大橋幅員 11.5 メートル

「別添図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 39 年度 約 3 分

昭和 40 年度 約 2 割 5 分

昭和 41 年度 約 2 割 5 分

昭和 42 年度 約 2 割

昭和 43 年度 約 1 割 4 分

昭和 44 年度 約 1 割 3 分

理由書

今後開発が予想される臨海工業地帯の造成に対応し街路計画を検討の結果、古川橋下島山線ほか 4 路線を変更するとともに古川樋之口線を追加してその一部を都市計画事業として施行するものである。

議第 472 号 西条壬生川都市計画東予臨港地区の指定について

都市計画東予臨港地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

東予臨港地区、西条市大字朔日市字若洲及び字秋吉の一部、西条市大字樋之口字八町の一部、西条市大字喜多川字八丁の一部、西条市大字禎瑞の一部、西条市大字氷見字塩釜の一部、周桑郡壬生川町大字今在家字飛行地の一部、周桑郡壬生川町大字大新田一階の一部、約 67.1

「別紙図面表示の通り」

理由書

東予港は、旧西条港と旧壬生川港とを合わせ昭和 39 年 4 月より東予港として重要港湾の指定を受けたものであり、化学繊維製造業および和紙製造業に栄えてきた。県においては、昭和 32 年度より大臨海工業地帯の造成に着手しこれに併行して港湾施設の整備拡充に意を注ぎ、また東予新産業都市指定により、当該都市圏発展の中心港としての脚光をあびるに至り、大企業進出にそなえ着々と港湾施設の整備に努めているが、今後における港湾周辺地帯の効果的な利用を図り円滑な管理運営を期するため、本案のように臨港地区を指定せんとするものである。

議第 473 号 今治都市計画今治臨港地区の指定について

都市計画今治臨港地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

今治臨港地区、今治市蔵敷、新町、片原町、今治村、大新田各字の一部、約 16.0

「別紙図面表示の通り」

理由書

今治港周辺地帯の効果的な利用をはかり、今治港開発発展に寄与するため臨港地区を指定せんとするものである。

議第 474 号 今治都市計画波止浜臨港地区の指定について

都市計画波止浜臨港地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

波止浜臨港地区、今治市波止浜字蛭子町の一部、今治市波止浜の一部、今治市字大浜の一部、約 8.41

「別紙図面表示の通り」

理由書

波止浜港は、古くから造船業および製塩業その他の関連産業とともに発展し、戦後における造船ブームに乗り活気をおび、近年飛躍的な発展を続けている。東予新産業都市の主要な港湾として今後の発展が期待されるおりからその効果的な利用を図り円滑な管理運営を期するため、臨港地区を本案のように指定せんとするものである。

議第 475 号 今治都市計画下水道及び同下水道事業の変更について

第一 都市計画下水道中第 2 号下水道の下水管渠を次のように変更する。

【下水道番号、排水区名、区分、起点、終点、管径または幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

2、青木排水区、日吉湯殿甲 840 番地の 1、片山上新田 93 番地の 1、2.9～2.15、約 2.616、線形一部変更

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 39 年建設省告示台 3071 号都市計画下水道事業中第 2 号下水道事業を前項の計画のように変更する。

第三 前項の事業の変更にかかわらず、その執行年度割は昭和 39 年建設省告示台 3071 号都市計画下水道事業の執行年度割とする。

議第 476 号 北条都市計画北条臨港地区の指定について

都市計画北条臨港地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

北条臨港地区、北条市大字北条の一部、約 1.14

「別紙図面表示の通り」

理由書

北条港は、海陸交通の拠点としてまた鹿島公園をひかえ観光港としてますます脚光を浴びるに至り、長足な発展を続けており港湾施設も着々整備につとめているが、今後における港湾周辺地帯の効果的な利用を図り円滑な管理運営を期するため、本案のように臨港地区を指定せんとするものである。

議第 477 号 松山都市計画松山臨港地区の指定について

都市計画松山臨港地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

松山臨港地区、松山市高浜町 5 丁目の一部、松山市西須賀町字小松原の一部、松山市大字西垣生、字南新田、字大糠新田の大部分、約 50.27

「別紙図面表示の通り」

理由書

松山港は、県都松山市の玄関として、また瀬戸内海航路の要衝として交通運輸、経済産業の発展の拠点である重要港湾であり、臨海工業地帯の造成により石油製品製造業、化学繊維製造業等大企業の進出を見、港勢は飛躍的な発展を続けており、一方木材港の計画も進められ着々と施設の整備につとめている。今後における港湾周辺地帯の効果ある利用を図り、秩序ある管理運営を期するため、本案のように臨港地区を指定せんとするものである。

議第 478 号 松山都市計画区域の変更について

都市計画法第 2 条第 2 項の規定により、愛媛県松山都市計画区域を次の区域に変更する。

松山都市計画区域

松山市のうち一番町 1 丁目、一番町 2 丁目、一番町 3 丁目、一番町 4 丁目、二番町 1 丁目、二番町 2 丁目、二番町 3 丁目、二番町 4 丁目、三番町 1 丁目、三番町 2 丁目、三番町 3 丁目、三番町 4 丁目、三番町 5 丁目、三番町 6 丁目、三番町 7 丁目、三番町 8 丁目、千船町 1 丁目、千船町 2 丁目、千船町 3 丁目、千船町 4 丁目、千船町 5 丁目、千船町 6 丁目、千船町 7 丁目、千船町 8 丁目、湊町 1 丁目、湊町 2 丁目、湊町 3 丁目、湊町 4 丁目、湊町 5 丁目、湊町 6 丁目、湊町 7 丁目、湊町 8 丁目、大街道 1 丁目、大街道 2 丁目、大街道 3 丁目、北京町 1 丁目、北立花町、河原町、柳井町 1 丁目、柳井町 3 丁目、柳井町 1 丁目、泉町、春日町、室町、末広町、永代町、真砂町、北藤原町、藤原町、小栗町、土橋町、竹原町 1 丁目、竹原町、花園町、南堀端町、堀之内、丸の内、若草町、大手町 1 丁目、大手町 2 丁目、宮田町、西立花町、南立花町 1 丁目、南立花町 2 丁目、南立花町 3 丁目、祇園町、中村町、小坂町、枝松町、日之出町、湯渡町、新立町 1 丁目、新立町 2 丁目、永木町 1 丁目、永木町 2 丁目、錦町、築山町、旭町、御宝町、勝山町 1 丁目、勝山町 2 丁目、徒歩町 1 丁目、徒歩町 2 丁目、喜与町 1 丁目、喜与町 2 丁目、東雲町、東一万町、中一万町、西一万町、緑町 1 丁目、緑町 2 丁目、平和通り 1 丁目、平和通り 2 丁目、平和通り 3 丁目、平和通り 4 丁目、平和通り 5 丁目、平和通り 6 丁目、本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、本町 4 丁目、本町 5 丁目、本町 6 丁目、本町 7 丁目、松前町 1 丁目、松前町 2 丁目、松前町 3 丁目、松前町 4 丁目、松前町 5 丁目、萱町 1 丁目、萱町 2 丁目、萱町 3 丁目、萱町 4 丁目、萱町 5 丁目、萱町 6 丁目、味酒

町1丁目、味酒町2丁目、味酒町3丁目、木屋町1丁目、木屋町2丁目、木屋町3丁目、木屋町4丁目、高砂町1丁目、高砂町2丁目、高砂町3丁目、高砂町4丁目、清水町1丁目、清水町2丁目、清水町3丁目、清水町4丁目、鉄砲町、文京町、北持田町、南持田町、持田町1丁目、持田町2丁目、持田町3丁目、持田町4丁目、此花町、昭和町、祝谷町1丁目、鷺谷町、多幸町、道後緑台、道後湯之町、道後町1丁目、道後町2丁目、道後公園、湯月町、喜多町、上市1丁目、上市2丁目、岩崎町1丁目、岩崎町2丁目、南町1丁目、南町2丁目、紅葉町、御幸町、姫原町、山越町、南江戸町、生石町、針田町、土居田町、衣山町、朝美町1丁目、朝美町2丁目、朝美町3丁目、六軒屋町、宮西町、東大栗町、権現町、福角町、堀江町、内宮町、馬木町、勝岡町、和気町1丁目、和気町2丁目、太山寺町、吉藤町、平田町、志津川町、谷町、東長戸町、西長戸町、安城寺町、久万ノ台、船ヶ谷町、高木町、高浜町1丁目、高浜町2丁目、高浜町3丁目、高浜町4丁目、高浜町5丁目、高浜町6丁目、梅津寺町、新浜町、石風呂町、松ノ木町、港山町、三津御幸町、三津栄町、三穂町、須先町、藤井町、船場町、住吉町、松原町、苅谷町、柳町、三津久宝町、三津新町、桜町、広町、三津通町1丁目、三津通町2丁目、三津通町3丁目、心齋町、桂町、宮前町1丁目、宮前町2丁目、宮前町3丁目、宮前町4丁目、西須賀町、梅田町1丁目、梅田町2丁目、梅田町3丁目、北山町、東山町、古三津町、中須賀町、山西町、大可賀町、別府町、北斎院町、南斎院町、東野町、畑寺町、三町、松末町、東本町、桑原町、正円寺町、樽味町、大字富久、大字久保田、大字高岡、大字北吉田、大字南吉田、大字東垣生、大字西垣生、大字余戸、大字保免、大字市坪、大字北久米、大字福音寺、大字南久米、大字鷹ノ子、大字窪田、大字高井、大字南土居、大字来住、大字祝谷、大字道後、大字石手、大字溝辺、大字湯山ノ内宿野々、大字湯山ノ内藤野々、大字湯山ノ内上高野、大字湯山ノ内下高野、大字湯山ノ内玉谷、大字湯山ノ内河中、大字湯山ノ内水口、大字湯山ノ内食場、大字湯山ノ内柳、大字湯山ノ内末、大字上伊台、大字下伊台、大字興居島泊、大字興居島由良、大字興居島門田、大字森松、大字井門、大字南高井、大字土居、大字北井門、大字北土居、大字今在家、大字越智、大字居相、大字古川、大字星岡、大字東石井、大字西石井、大字天山、大字朝生田、大字和泉、大字水泥、大字平井字1丁目、大字平井字2丁目、大字平井字3丁目、大字平井字4丁目、大字平井字5丁目、大字平井字1区、大字平井字2区、大字平井字3区、大字平井字4区、大字平井字5区、大字平井字6区、大字平井字7区、大字平井字8区、大字平井字向井、大字平井字松ノ東、大字平井字松ノ西、大字南梅本字徳永、大字南梅本字上方、大字南梅本字長広、大字南梅本字大野、大字南梅本字植松所、大字南梅本字播磨塚北、大字南梅本字播磨塚、大字南梅本字播磨塚南、大字南梅本字播磨塚西、大字北梅本字播磨塚、大字北梅本字大影、大字北梅本字赤坂、大字北梅本字厚見、大字北梅本字大野、大字北梅本字与力、大字北梅本字太尺寺甲 1083 番地から甲 1200 番地まで、大字北梅本字大谷、大字北梅本字横原、大字北梅本字今坂、大字北梅本字山田東、大字北梅本字奥池の尻、大字北梅本字山道ノ下、大字北梅本字焼野、大字北梅本字上屋敷、大字北梅本字北地、大字北梅本字葉佐、大字北梅本字小山、大字北梅本字乙井、大字北梅本字鳥越、大字北梅本字斎院木、大字北梅本字熊野田、大字北梅本字徳永、大字北梅本字北側植松所、大字北梅本字大谷東、大字北梅本字梶谷

理由書

松山都市計画区域は、昭和34年建設省告示第1340号により変更決定を受けたが、その後市に編入した旧石井、浮穴、小野の各村は近時集団的な住宅団地の造成、有数の行楽地域の形成等次第に都市生活の有機的機能を発揮し得るすう勢にあり、地勢及び行政区画を斟酌し、将来愛媛県中央都市圏の中核として理想的な都市建設を図るため今回本案のように区域を変更せんとするものである。

議第479号 伊予都市計画伊予臨港地区の指定について

都市計画伊予臨港地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

伊予臨港地区、伊予市灘町字西の一部、約 5.9

「別紙図面表示の通り」

理由書

伊予港は、古くから一般貨物の集散港として地方発展に多大の貢献をなし、林産物及び水産加工品等の積出港として最近飛躍的な発展をとげ、着々とその整備につとめているが、今後における港湾周辺地帯の利用の増進を図るとともに秩序ある管理運営を期するため、本案のように臨港地区を指定せんとするものである。

議第 480 号 菊間都市計画菊間臨港地区の指定について

都市計画菊間臨港地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

菊間臨港地区、愛媛県越智郡菊間町大字浜字菊間の一部、約 1.43

「別紙図面表示の通り」

理由書

菊間港は、愛媛県における数少ない地場産業の粘土瓦製造業及び石油精製業の進出により、その港勢は飛躍的な進展をつづけている。また東予新産業都市の西端港としてその脚光をあびるに及び着々その整備につとめているが、今後における港湾周辺地帯の効果的な利用を図り、円滑な管理運営を期するため、本案のように臨港地区を指定せんとするものである。

議第 481 号 松前都市計画松前臨港地区の指定について

都市計画松前臨港地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

松前臨港地区、愛媛県伊予郡松前町大字筒井字江川下塩新田の一部、約 8.6

「別紙図面表示の通り」

理由書

松前港は、天然の良港として栄え、昭和 12 年化学繊維製造業の進出以来当該製造業およびこれらに関連する事業の発展によりめざましい伸展をとげ、着々とその整備につとめているが、今後における港湾周辺地帯の効果的な利用を図るとともに円滑な管理運営を期するため、本案のように臨港地区を指定せんとするものである。

議第 482 号 長浜都市計画長浜臨港地区の指定について

都市計画長浜臨港地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

長浜臨港地区、愛媛県喜多郡長浜町大字黒田字築地の一部、愛媛県喜多郡長浜町大字長浜字小浜町の全部、愛媛県喜多郡長浜町大字長浜字水場の一部、愛媛県喜多郡長浜町大字長浜字新地の一部、愛媛県喜多郡長浜町大字長浜字西海岸町の一部、愛媛県喜多郡長浜町大字長浜字浜の一部、約 8.6

「別紙図面表示の通り」

理由書

長浜港は、林産物その他一般貨物の集散港として、また中国および九州方面の客船の寄港地として年とともに進展し、その港勢も発展を続けており、着々港湾施設の整備拡充につとめているが、今後における港湾周辺地帯の利用の増進を図り、秩序ある港湾の管理運営を期するため、本案のように臨港地区を指定

せんとするものである。

議第 483 号 保内都市計画川之石臨港地区の指定について

都市計画川之石臨港地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

川之石臨港地区、愛媛県西宇和郡保内町川之石字新田の一部、愛媛県西宇和郡保内町字本網代及び字上綱代の一部、約 2.41

「別紙図面表示の通り」

理由書

川之石港は、戦後造船業、化学繊維製造業等の発展によりめざましい伸展を続けており、着々とその整備につとめているが、今後における港湾周辺地帯の効果ある利用を図り、円滑なる港湾の管理運営を期するため、本案のように臨港地区を指定せんとするものである。

議第 484 号 宇和島都市計画宇和島臨港地区の指定について

都市計画宇和島臨港地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

宇和島臨港地区、宇和島市朝日町の一部、宇和島市湊町の一部、宇和島市明倫町の一部、宇和島市坂下津の一部、約 16.49

「別紙図面表示の通り」

理由書

宇和島港は、古くから林産物及び一般貨物の移出港として、また九州方面の連絡港として、愛媛県南予地方発展の中心港であり、天然の良港とあいまって栄え、これに伴う港湾施設も年々整備拡充され、近く木材団地の計画も進められつつあり、着々その整備につとめているが、今後における港湾周辺地帯の効果的な利用とその発展を図り、円滑なる港湾運営を期するため、本案のように臨港地区を指定せんとするものである。

議第 485 号 宇和島都市計画復興土地区画整理事業の執行年度割の変更について

昭和 33 年建設省告示第 582 号都市計画復興土地区画整理事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 21 年度

昭和 38 年度 約 9 割 2 分

昭和 39 年度 約 1 分

昭和 40 年度 約 1 分

昭和 41 年度 約 1 分

昭和 42 年度 約 1 分

昭和 43 年度 約 1 分

昭和 44 年度 約 1 分

昭和 45 年度 約 1 分

昭和 46 年度 約 1 分

理由書

市財政事情並びに評価方法の変更等により計画年度内に完成できないのでその執行年度を昭和 46 年度まで延期せんとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

委員：はなはだ僭越で申しかねますが、お願したいことがございます。本日の議案の中で10余件は臨港地区指定に関するものでございます。この臨港地区の指定につきましては、10余件を一括上程していただきまして、そうして共通の説明もございますので、そのあとで各市町村のもようを御説明願うということにさせていただければと、願申し上げます。

会長代理：ただいま、一括上程して、特殊事情のみ各市町村から御説明を願いたいという御意見がありました。さしつかえございませんか。

委員：松山の重信川関係の港の問題が出ておりますが、これについては河川の関係もございますから、切り離して別にやっていただきたいと思えます。

会長代理：それでは今治市関係だけ先に付議して議決したいと思います。

議第473号 今治都市計画今治臨港地区の指定について

議第474号 今治都市計画波止浜臨港地区の指定について

委員：隣接指定の場合は、指定されますと地下5メートル、地上45メートル、満潮時の地続き35メートルは、一般民有地がございまして知事の認可がなければ家屋の増改築はできない。塀をやりかえるのにも知事の認可がなければできないと聞いております。私、不勉強ではなはだ恐縮ですけれども、港湾課長にお尋ねしたところ、港湾指定については水面だけだという返事だったんですが、今治の例をとりましても、図面では陸上にまで相当赤線がはいっている。今後こういう該当区が赤線内に指定されますと、常識的に考えましても、隣接の指定以上の制約があるんじゃないだろうか、こういう懸念が生まれるんですがね。その点の御説明をお願い申し上げたいと思えます。

幹事：私が「水面だけ」と申し上げましたのは、開会前の御質問の際、委員さんは「隣接地区」という言葉を使われましたので、「水面だけ」ということを申し上げたわけです。「隣接地区」というのは海面だけでございます。議案の「臨港」ということで、ちょっと字句の解釈の関係でそういうふうに御返事申し上げました。本日は「臨港」だけが議題に上がっておるわけでございます。さきほどいわれましたように、地域指定になりますと、塀の修理でも認可があるかどうかということでございますが、そういうものについてはとやかくいわないことになっておりまして、永久構造物の非常に大きいものであるか、ビルであるかといったものについては、港湾施設というものにのちのちまで関係しますので、許可が必要ということになってきますけれども、木造家屋であるとか、塀であるとかいうものについては制限を加えないということになっております。

委員：隣接港湾指定地域と同じような条件で臨港指定地域も制約があるんじゃないだろうかということなんです。いまの答弁では、指定されても将来とも拘束しないんだ、永久構造物以外の木造家屋、塀あたりは拘束しないんだということなんです。そういう点を具体的にはっきりいつていただきたいと思えます。隣接港湾のような制約があるのか、指定地域内に一般民有地を持っておる人、一般家屋を持っておる人、また倉庫、附属建物等に対してどういう制約があるか、具体的なことをお答えいただきたいと思えます。

幹事：具体的にひとつひとつ言わないとはっきりわからないわけなんでございますが、繰り返して申し上げますように、そういう木造家屋とか私有地がございまして、自由に売買できますし何ら制約はございません。ただいま趣旨にもありますように、地域指定になりますと、その前の方には港湾施設があるわけでございまして、港湾施設がある以上、港湾の管理、運営をじゅうぶんにおこなう意味におきまして、岸壁だけが“港湾施設”であるから、そのあと10メートルも20メートルもあるような大きなビルを建てていいかということになると、港湾の運営ということもできなくなります。

ので、そういう希望があった場合に「ちょっと待ってくれ、別のものにしてくれ」という考え方があらわれるわけでございます。こういう特別の場合にだけ制限があらわれるんでございまして、現在の処、県内の港でそれに該当する様なものはないというように考えております。「隣接地域」という言葉がでましたが、「隣接」というのはあくまで海のことでございまして、陸とは全然考え方が違いますから。「隣接」というのは海のことで、「臨港」というのは陸のことで、本日は「臨港」だけの提案になっております。

議第 469 号 新居浜都市計画新居浜臨港地区の指定について

委員：地域指定につきましては、当該市町村から申請があって県がこれを指定するのか、その順序といたしますか、手続き的にはどういう形であられるのか。それともひとつ、端的に言って、指定を受けた時に、建物規制等の面では詳細は市町村の条例で決めていいんですか。その辺、もうちょっと御説明願いたいんですが。それぞれの市町村から申請があって県が指定をしたのか、それとも県独自の立場で指定をしたのか、それから地域指定を受けると拘束規定というか、それぞれ当該地域の市町村条例で規制をするものであるか、各地域共通的な制限規定があるかどうかその辺をもうちょっと御説明願いたいと思います。

幹事：これは港湾管理者が一番もとになっておるわけでございます。新居浜港と今治港につきましては、新居浜市と今治市から申請されたものでございます。その他の県管理の港湾につきましては県から申請したものでございます。

委員：新居浜の臨港地区のことについて委員さんから御質問があったんでございますが、臨港地区の指定ということは、都市計画法 10 条に基づいております。そうして臨港地区の指定はいままで 6 大港を除いて行われてなかったのでありまして、地方の都市に於いて指定が行われたのはこんどが初めてじゃないかと思えます。

会長代理：いろいろ御意見がございましたように、この指定の内容につきましては、関係の方々にも、更に将来規制する方法その他につきましても、十分お知らせ申し上げ、具体的問題につきましては、そのつどじゅうぶん話し合いをしなければならぬことが多いんじゃないかと思えますが、その点、県の方でもじゅうぶん検討すべき場合は検討をいたしまして、善処するようにしたいと考えております。

議第 471 号 西条都市計画街路の変更及び追加並びに同街路事業の執行年度割の決定について

幹事：1,1,1 は、以前は 2,2,2 で幅員 15m であったが、幅員を 36m にしたので、番号の各が上がった。また、以前は古川橋のほうを通過していたが、この路線が新産業都市の産業道路としての幹線になり、新居浜、西条、壬生川、今治と一直線につらぬく関係から、もっと下流で加茂川を渡るように変更した。2,1,1 については、西条駅舎の改築に応じて駅前広場の整備をやるに際して、駅前広場面積を以前の 3,300m² から 3,800m² に変更するものです。次に、2,1,2 も以前は 2,3,2 でしたが、幅員変更の為番号を変更しました。以前は古川橋のほうから見て、幅員が 12m、16m になっていましたが、12m、16m、18m と 3 段階に区分しました。2,2,1 については、倉絹のすぐそばの線ですが、この一部は大して意味がないようですので廃止します。次の 2,3,4 は少し延長しました。2,3,6 は、1,1,1、以前の 2,2,2 を加茂川下流の方に曲げたので、その代わりに新しく古川橋から新産道路までの間を、古川樋之口線として新設しました。

議第 477 号 松山都市計画松山臨港地区の指定について

委員：ちょっとおたずねいたします。重信川尻の河口でございますけれども、堤防がひっかかっておりまして、図面がちょっとおかしいんですか。これは河川区域になっておるわけなんです、河川管理との関係について、どういう配慮をされているのかお聞きしたいと思います。

幹事：申し訳ございません。御指摘のとおり、図面が余分なところまでぬりつぶしておりますので、河川敷には全然影響がない範囲がほんとうなんでございます。

(継続審議)

議第 463 号 宇和島地区衛生組合し尿処理場建築位置の決定について

会長代理：まず、最初に、宇和島市の方から、その後の現地との話し合い、その他の状況につきまして御説明願いたいと思います。

委員：さきの審議会においてたいへんご迷惑をかけましたが、その後、地元との折衝を重ねております。御承知のように、し尿処理場の設置には、完全な全員の賛同ということは不可能でございますけれども、長らく反対しておりました長堀地区は、一応視察後にしたいという、だいたいの了解の見込みをつけております。また新田地区も同様でございます。保手地区につきましては、道路拡張の買い上げを希望しておりますので反対はしない、現在反対はしておらないという状態でございます。保手の自治会につきましては、視察後、自治会長が責任を持つという段階でございます。宮下の自治会は交渉中でございますが、これはまとめると確信を持っております。次に付近の地主につきましては、この問題も別途の水の利用について、私として責任を持って処理し得る確信を持っております。つきましては、本年度内に決定をせねば処理場の設置がまことに困難な実情でありますので、御審議を願いまして、取り運びをさせていただくように、御決定を願えればしあわせだと存じます。

会長代理：視察というのは、すでにできておるところを見て来るというわけですか。

委員：そうです。こんどやりますこの施設が環境上きたなくないかどうかということです。いままで 5 人ほど視察にやっております。あと各部落から出すことになっております。そのほうは責任を持ってやります。

委員：これは公共事業ではありますが、特殊地域でございます。特殊地域の方が納得できれば結構だと思いますが、しかし特殊地域の方がどうしても反対だという場合には、見合わせるべきじゃないかと思うんですが、その辺、特殊地域の方がどう考えるか。こちらで押しつけるわけにはいきませんし、また押し付けるようなことはしないほうがいいんじゃないかと思えます。

委員：お説のとおりでございますが、地域に対してはそれぞれお願をし、処理いたしまして、宇和島市を中心とする 1 市 6 町村にわたる問題でございますので、長いことかかっておりますが、お願をしてこれの善処をいたしたい。もちろん宇和島は水の関係が非常に少ないところでございます。地域に局限されておるためにこういう苦勞をいたしております。その点、取り運びにおいて、また条件において、お心持をあらわして善処したいと思います。

会長代理：善後処置はひとつ市におまかせすることとして、当審議会としては決定してようございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

会長代理：それではさよう決定いたします。

第 67 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 40 年 5 月 18 日開催）

出席者

会長	知事
委員	松山市長
同	宇和島市長
同	西條市長
同	八幡浜市長
同	伊予市長
同	壬生川町長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	日本国有鉄道四国支社長
同	松山市会議員 7 名
同	宇和島市議会議員 5 名
同	西條市会議員 5 名
同	八幡浜市会議員 5 名
同	伊予市会議員 5 名
同	壬生川町会議員 3 名
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 3 名
幹事	都市計画課長
幹事	建築課長
幹事	港湾課長
幹事	環境衛生課長

議事目録

- 議第 486 号 松山都市計画下水道の追加並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 487 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度の決定について
- 議第 488 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 489 号 取り下げ（新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について）

- 議第 490 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 491 号 宇和島都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 492 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度の決定について
- 議第 493 号 壬生川都市計画街路の変更、追加及び廃止について
- 議第 494 号 西条市営ごみ焼却場建築位置の決定について
(追加分)
- 議第 495 号 壬生川都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 496 号 松山市営ごみ焼却場建築位置の決定について

議第 486 号 松山都市計画下水道の追加並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について

- 第 1 松山都市計画下水道に第 3 号下水道を次のように追加する。
- 1 排水区域及び面積
【下水道番号 排水区名 面積 (ヘクタール) 区域 摘要】
3、堀江排水区 約 34.4、松山市堀江町字宮市及び福角町字畔竹の各一部、都市下水路
 - 2 下水管渠
【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員 (メートル)、延長 (メートル)】
3、堀江排水区、主要幹線、宮市下水路、字宮市 1657 番地地先、字宮市 1800 番地地先、0.7~1.1、約 520
 - 3 ポンプ場
【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積 (ヘクタール)、摘要】
3、堀江排水区、1、堀江ポンプ場、松山市堀江町字宮市地内、約 0.07、32.6 立方メートル/分、2 台、
3.1 立方メートル/分、2 台
 - 4 吐口
【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員 (メートル)、摘要】
3、堀江排水区、1、松山市堀江町字宮市番外 5 番地地先、1.1
3、松山市堀江町字宮市番外 5 番地地先、0.6、
「別紙図面表示の通り」
- 第 2 前項の計画を次のように都市計画事業とする。
- 1 排水区域及び面積
【下水道番号 排水区名 面積 (ヘクタール) 区域 摘要】
3、堀江排水区、約 34.4、松山市堀江町字宮市及び福角町字畔竹の各一部、都市下水路
 - 2 下水管渠
【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員 (メートル)、延長 (メートル)】
3、堀江排水区、主要幹線、宮市下水路、字宮市 1657 番地地先、字宮市 1649 番地地先、1.1、約 110
 - 3 ポンプ場
【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積 (ヘクタール)、摘要】
3、堀江排水区、1、堀江ポンプ場、松山市堀江町字宮市地内、約 0.07、32.6 立方メートル/分、2 台、
3.1 立方メートル/分、2 台
 - 4 吐口
【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員 (メートル)、摘要】
3、堀江排水区、1、松山市堀江町字宮市番外 5 番地地先、1.1

「別紙図面表示の通り」

第3 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和40年度 約4割5分

昭和41年度 約5割5分

理由書

松山市堀江地区は海岸に接した低湿地で地区内の排水困難なるため本案のように計画及び事業を決定して浸水解除をはかり衛生的な都市の建設に寄与しようとするものである。

議第487号 松山都市計画街路事業及びその執行年度の決定について

第一、都市計画街路中2等大路第3類第6号線ほか1路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

Ⅱ,3,6、傘屋町山越線、平和通り5丁目6番地1地先、高砂町3丁目6番地2地先、(高砂町2丁目1番地1地先)、10.8、約520、舗装

Ⅱ,3,9、本町宝塔寺線、本町3丁目2番地1地先、味酒町2丁目3番地5地先、(味酒町2丁目18番地4地先)、10.8、約360、舗装

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の事業は昭和40年度において執行するものとする。

理由書

本路線は、松山市の重要幹線街路で最近交通量が激増し、現況では到底その使用に堪えないので、この路面の舗装を行い、運輸、交通、経済、衛生の各方面にわたり市民の利便を図るとともに併せて本市の発展に寄与せんとするものである。

議第488号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割の変更について

第一、昭和36年建設省告示1518号都市計画街路事業を次のように変更する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

Ⅱ,2,6、道後松山港線、本町7丁目3番地の1、古三津字竈1993番地、(久万の台、古三津)、14~26、約3,820

ただし、起点、2,3,11号線との交差点、20.0~20.8、1,450

2,3,11号線との交差点、2,3,11号線との交差点より延長約430mの地点、18.0~18.8、約430

2,3,11号線との交差点より延長約430mの地点、2,3,11号線との交差点より約1,645mの地点、14.0~14.8、約1,220

2,3,11号線との交差点より約1,645mの地点、2,3,11号線との交差点より約1,770mの地点、20、約130

2,3,11号線との交差点より約1,770mの地点、2,3,11号線との交差点より約2,245mの地点、20~26、約480

2,3,11号線との交差点より約2,245mの地点、終点、20、約130

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和36年建設省告示1518号都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和36年度から

昭和39年度まで 約2割6分

昭和 40 年度	約 1 割 7 分
昭和 41 年度	約 2 割 4 分
昭和 42 年度	約 2 割 3 分
昭和 43 年度	約 1 割 5 分

理由書

本路線は、昭和 36 年度より改良工事実施中であるが、改良事業と並行して昭和 40 年度より舗装事業を行い、自動車交通の円滑化を図らんとするものである。なお、改良の執行年度は昭和 40 年度までであるが財政的な事情もあり、舗装とあわせて昭和 43 年度まで年度延長するものである。

議第 489 号 取り下げ（新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について）

議第 490 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第一、都市計画街路中 1 等小路第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,小,1、西町谷上線、灘町字西 232 番地先、米湊字西の原 601 番地先、（米湊字安広 823 番地先）、9.8
～10.7、約 780、舗装

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 40 年度	約 3 割 8 分
昭和 41 年度	約 6 割 2 分

理由書

本路線は、1 級国道 56 号線と港湾及び市街地並びに国鉄貨物集約駅を連絡する重要路線として改良済であるが、交通量の増加により、現況では使用に堪えないので、これが路線を舗装して交通の円滑を図らんとするものである。

議第 491 号 宇和島都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 10 号線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,10、山際明倫町線、寄松 34 番地の 6 地先、明倫町乙番外 5 番地の 18 地先、（御殿町 2045 番地の
2 地先、12、約 1,300

ただし、御殿町 2045 番地の 2 地先、明倫町字中島乙 1988 番地先、13～14、約 230

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画を都市計画事業とする。

2,3,10、山際明倫町線、御殿町 2045 番地の 2 地先、明倫町乙番外 5 番地の 18 地先、（御殿町、明倫町）、
12、約 480

ただし、御殿町 2045 番地の 2 地先、明倫町字中島乙 1988 番地先、13～14、約 230

別紙図面表示の通り

第二、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 40 年度	約 4 割 3 分
昭和 41 年度	約 5 割 7 分

理由書

本路線は、宇和島港と1級国道56号線を連絡する重要路線で、近時自動車の交通量が増大しているため、改良舗装せんとするものである。

議第492号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度の決定について

第一、都市計画街路中2等大路第3類第3号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

Ⅱ,2,3、矢野町大平線、1569番地の11、大字大平1番耕地383の1、(大平)、9.5、約860、舗装
「別紙図面表示の通り」

第二、前項の事業は昭和40年度において執行するものとする。

理由書

本路線は、大洲市より本市を経て大分市に至る九・四フェリーボート連絡の唯一の路線であるが、現在の砂利道では路面損傷が甚だしいので舗装を行い、交通の円滑と輸送力の増大を図らんとするものである。

議第493号 壬生川都市計画街路の変更、追加及び廃止について

第一、都市計画街路中2等大路第2類第1号線を2等大路第1類第1号線に、1等小路第2号線を2等大路第2類第1号線に、2等大路第3類第4号線を2等大路第2類第3号線に、1等小路第1号線を2等大路第1類第1号線に改め、2等大路第1類第1号線ほか4路線を次のように変更し、同街路に1等大路第2類第1号線ほか1路線を次のように追加する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

1,2,1、壬生川北条線、大字壬生川字北新開998番地、大字北条字北塚788番地、(大字北条字北浜田1390番地の1)、30、約3,070、壬生川内港橋、大曲川橋梁、崩口川橋梁、幅員24.0メートル

2,1,1、駅前通り線、大字三津屋字城ノ下468ノ8、大字三津屋字長新開718番地、(大字三津屋字吉塚540番地の2)、20、約1,000

なお、起点附近に地積約3,200平方メートルの広場を設ける。

2,1,2、新地北条線、大字壬生川字蟹喰505番地、大字北条字日カエリ469番地の5、(大字三津屋字吉塚540番地の2)、18、約2,090、大曲川橋幅員16.0メートル

ただし、大字北条字柳ヶ坪1578番地の1、大字北条字日カエリ469番地の5、
(大字北条字福部1529番地)、12、約850

2,2,1、大新田円海寺線、大字大新田字式階156番地、大字円海寺字橙の木37番地の1、
(大字壬生川字蟹喰676番地)、16、約1,580、鉄道との立体交差の地下道幅員13.50メートル

2,2,2、三津屋壬生川中学校線、大字北条北新田1184番地、大字周布字貝田207番地の3、
(大字北条字北浜田1390番地の1)、16、約2,550

ただし、大字北条1650の1番地、大字北条1649番地の1、16~20.1、約20
大字北条1649の1番地、大字周布334の1番地、20.1~24.0、約280、
立体交差橋梁区間幅員13.50メートル

大字周布334の1番地、大字北条1631の1番地、16~20.1、約20

2,2,3、喜多台下貝田線、大字喜多台字野津子164番地の3、大字周布字貝田217番地の1、
(大字円海寺字橙の木37番地の1)、16、約1,800

ただし、大字喜多台字野津子164番地の3、大字円海寺字橙の木37番地の1、

(大字円海寺字若宮 191 番地の 1)、12、約 900
2,3,1、大正通り線、大字三津屋字城ノ下 470 番地の 8、大字三津屋字長清 487 番地の 1、
(大字北条字鴨沢 1617 番地)、12、300

「別紙図面表示の通り」

第二、都市計画街路中規定の 2 等大路第 3 類第 1 号線及び 2 等大路第 3 類第 2 号線は廃止する。

理由書

今後開発が予想される臨海部の工業開発計画にともなって、街路計画を再検討した結果、本案のように線形及び幅員を一部変更、追加し及び廃止しようとするものである。

議第 494 号 西条市営ごみ焼却場建築位置の決定について

第 1 申請者 西条市〇〇 西條市長

第 2 敷地の位置 西条市船屋 1 番地 西条都市計画区域内

第 3 用途 塵芥処理場増設

第 4 敷地及び建物の状況

(1)敷地面積 1,056 平方メートル、既設分 1,049 平方メートル、計 2,105 平方メートル

(2)建築物 鉄筋コンクリート造 91.2 平方メートル

第 5 その他

(1) 利用区域は、西条市大町、神拝、玉津で戸数 6,500 戸、人口 28,600 人を対象としており、1 日の収集量は 25 トンである。

(2) 収集は三輪トラック (2 トン積) で行う。

(3) 1 日の処理能力量は 30 トンである。

理由書

現在の処理能力は 1 日 15 トンであるが、最近塵芥増量のため処理できなくなったので新しく同能力の炉を増設し処理せんとするものである。

(追加分)

議第 495 号 壬生川都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 2 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号 (等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員 (米)、延長 (米)、摘要】

2,2,2、三津屋壬生川中学校線、大字北条 632 の 1 番地、大字周布字貝田 217 番地の 1、(大字北条)、16、約 1150

ただし、大字北条 1650 の 1 番地、大字北条 1649 番地の 1、(大字北条)、16~20.1、約 20

大字北条 1649 番地の 1、大字周布 334 の 1 番地、(大字北条)、20.1~24.0、

約 280、立体交差橋梁区間幅員 13.50 メートル

大字周布 334 の 1 番地、大字北条 1631 の 1 番地、(大字北条)、16~20.1、約 20

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 40 年度 約 3 分

昭和 41 年度 約 2 割 9 分

昭和 42 年度 約 5 割 1 分

昭和 43 年度

約 1 割 7 分

理由書

臨海工業地帯の造成計画に伴い、既存の道路幅員では交通需要に応じられないので、さきに一部改良済みであるので引き続き計画幅員を拡大し、交通の円滑を図るものである。

議第 496 号 松山市営ごみ焼却場建築位置の決定について

第 1 申請者 松山市〇〇、松山市長

第 2 敷地の位置 松山市大字市坪中新田 1034 (松山都市計画区域内)

第 3 用途 ごみ焼却場 新築

第 4 敷地及び建築物

敷地面積 17,346.028 平方メートル

建築物 鉄筋コンクリート造及びブロック造・木造

建築面積 390.01 平方メートル、延 686.01 平方メートル

ごみ焼却炉 588 平方メートル

計量器室 4.86 平方メートル

管理棟 93.15 平方メートル

第 5 その他

(1) 利用区域は、松山市内で戸数 58,500 戸、人口 196,000 人を対象としており、1 日の収集量は 120 トンである。

(2) 集荷はトラック (ごみ専用車 2 トン積) 28 台で行う。

(3) 1 日の処理能力量は 60 トンである。

理由書

松山市内には既設ごみ焼却場として松山市吉藤に高速堆肥処理場 (1 日の処理能力量 25 トン) および松山市室町に松山市塵芥焼却場 (1 日の処理能力量 50 トン) があるが、近時人口の増加とともにごみの排出量が増大し、既設のものでは処理することが困難になったので増設せんとするものである。

会議録 (幹事説明および質疑のみ)

会長代理：489 号議案の「新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について」は都合によりまして撤回いたしたいと存じます。

議第 496 号 松山市営ごみ焼却場建築位置の決定について

幹事：地図をみていただきますとわかりますように、石手川と重信川にはさまれた区域でございます。附近に比較的人家も少なく、塵芥焼却場としては一番無難ではないかと考えられるのでございます。なお参考のために申し上げますが、ただいま松山の飛行場が拡張計画をもっておりますけれども、拡張のあかつきには、飛行場の発着方向に対しまして、航空法によって建物の高さの制限があるわけでございますけれども、ちょうどこの焼却場の位置がその端の方にかかるわけでございます。煙突の高さが問題になるわけですが、この点につきましては、松山市当局と運輸省の航空局と折衝せられまして、できるだけその制限の区域から端の方へよせる、もしその制限にかかるような

ことがあれば煙突の高さを下げて、発着方向に建設しないようにやるから、ということで話が整っております。

議第 491 号 宇和島都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事：今回の変更は、ただし書きにありますように、延長 1,300 メートルのうち約 230 メートルの間は溝にふたをしまして幅員を拡げることになって、12 メートルの幅員が取れます。ちょうどその両側に学校などがございますので、交通の安全のためにも、幅員を余分にとって、歩道をつけておいたほうがよからうということで変更したわけでございます。

議第 493 号 壬生川都市計画街路の変更、追加及び廃止について

幹事：1,2,1、壬生川北条線は、新しく追加された路線で、新産道路といわれている幹線の一部分になっています。2,1,1、駅前通り線、これはさきごろ名称を変えましたが、以前は 2,2,1 で幅員は 16m でしたが、2,1,1 になって幅員も 20m になりました。2,1,2、新地北条線は、新しく追加された路線です。2,2,1、大新田円海寺線も以前は幅員 8m でしたが、16m に上げました。2,2,2、三津屋壬生川中学校線は、途中立体交差がありまして一部幅員が広がります。2,2,3、喜多台下貝田線は、幅員 16m を一部 12m にしています。2,3,1、大正通り線ですが、図面では鉄道に平行して黄色く書いた部分がありますが、この部分は在来の県道です。在来の道路を工事する計画になっていましたが、相当困難であると思いますので、この部分は廃止して、駅から三津屋壬生川中学校線に至る間だけを残しました。これも幅員 8m を 16m に格上げしています。

委員：国鉄四国支社長の代理ですが、駅前通り線というのがございますが、その下に「なお、起点附近に地積約 3,200 平方メートルの広場を設ける。」とありますが、まだ 3,200 平方メートルは決まっておられません。したがってこの数字は削除していただきたいと思えます。

委員：壬生川の町長さんもお見えになっておりますようですが、町長さんと国鉄さんとの話し合いが何かついておるんですか。

委員：申請はでておるんですが、国鉄のほうでは現在検討中でありました、3,200 平方メートルは決まっておられません。したがって保留にさせていただきたいんです。そうしないと、これが決まりますと、分担金の問題がからんできますから。現在まだ国鉄として回答は出しておらないんです。この議案から「3,200 平方メートル」という面積だけ削除していただいて「起点附近に広場を設ける」とだけにしていただきたいんです。

幹事：これは 1 月 12 日に現地の方へ打ち合わせにまいりまして、現地の方では大体よからうというような御意見で、まあ最終的には支社のほうからの回答がないといかぬということでございましたけれども、まあそれでよからうと思ひましてでしたんですが。

委員：国鉄としては現在検討中なんです。

委員：だから 3,200 平方メートルというところだけ消して「起点附近に広場を設ける」でいいんじゃないですか。

(壬生川町長、理事者席に寄り理事者側と協議)

会長代理：それではいろいろ御意見がございましたが、493 号議案は一応保留にさせていただきまして、次の審議会のときに付議いたしまして御決定願いたいと思いますので、さよう御了承願いたいと思います。

議第 495 号 壬生川都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事：2,2,2、三津屋壬生川中学校線については、昭和 37 年から 39 年まで一部 400m あまり実施したが、第 2 種の国の予算がついていたので、そこで打ち切り、後の部分を新しく本年度から事業決定をお願いしています。延長 1,150m で、途中で立体交差があるため幅員が一部広がっています。

会長代理：別に御意見もないようですので、原案通り可決決定します。

委員：さきほどの件ですが、「3,200 平方メートル」だけを除くことはできませんか。面積はあとから入れることにして。

会長代理：次は 7 月頃に審議会をやりますから。

委員：それで町のほうは了承されているのか。むしろ、一応数字だけを除いておいて、後から面積の数字を入れることはできないのか。全体に影響はないと思う。これは附帯ですから、そうしないと町の方にも都合が悪いんじゃないかと思えます。

(壬生川町長、再度理事者席に寄り、理事者側と協議)

会長代理：それでは事業実施その他に支障のないような方法で、次の審議会で決定したいと思いますので、御了承願いたい。

第 68 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 40 年 8 月 10 日開催）

出席者

会長	知事
委員	松山市長
同	新居浜市長
同	今治市長
同	川之江市長
同	壬生川町長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	日本国有鉄道四国支社長
同	松山市会議員 7 名
同	新居浜市会議員 6 名
同	今治市会議員 6 名
同	川之江市会議員 5 名
同	壬生川町会議員 5 名
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 3 名
幹事	都市計画課長
幹事	建築課長
幹事	環境衛生課長

議事項目

- 議第 497 号 新居浜都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 498 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 499 号 新居浜都市計画下水道の追加並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 500 号 新居浜都市計画公園事業及びその執行年度の決定
- 議第 501 号 今治都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定
- 議第 502 号 川之江都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定
- 議第 503 号 壬生川都市計画三津屋土地区画整理事業を施行すべき区域の決定

議第 504 号 壬生川都市計画公園並びに同公園事業及びその執行年度の決定

議第 505 号 今治地区衛生組合し尿処理場建築位置の決定について

(継続審議)

議第 493 号 壬生川都市計画街路の変更、追加及び廃止について

議第 495 号 壬生川都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

(追加)

議第 506 号 松山都市計画用途地域の変更

議第 507 号 松山都市計画街路の変更、追加及び廃止並びに同街路事業の変更

議第 497 号 新居浜都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 5 号線を次のように変更する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,3,5、高木山根線、金子甲 236 番地の 1、角野 2977 番地の 5、(泉川 5419 番地の 2)、11、約 3,970

ただし、金子甲 236 番地の 1、泉川 5419 番地の 2、20、約 580

泉川 5419 番地の 2、泉川 5320 番地、20~22.2、約 310

泉川 5320 番地、泉川 4924 番地の 1、20、約 1030

「別紙図面表示の通り」

第二、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 5 号線ほか 1 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,3,5、高木山根線、金子甲 236 番地の 1、泉川 5308 番地の 1、(泉川 5419 番地の 2)、20、約 970

ただし、泉川 5419 番地の 2、泉川 5320 番地、20~22.2、約 310

2,3,14、下泉本郷線、泉川 3667 番地の 6、泉川 5329 番地、(泉川)、11、約 360

「別紙図面表示の通り」

第三、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

2 等大路第 3 類第 5 号線(高木山根線)

昭和 40 年度 約 7 分

昭和 41 年度 約 3 割 4 分

昭和 42 年度 約 3 割 3 分

昭和 43 年度 約 2 割 6 分

2 等大路第 3 類第 14 号線(下泉本郷線)

昭和 41 年度 約 5 割 2 分

昭和 42 年度 約 3 割 2 分

昭和 43 年度 約 1 割 6 分

理由書

本路線は新居浜市の工業地帯と国道 11 号線、さらに角野地区の住宅地域を結ぶ路線として将来の交通量の増加が予想されるので、一部拡幅しようとするものである。

議第 498 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,2,1、原地庄内線、金子乙 2569 番地の 3、金子乙 223 番地、(西之土居)、8、約 1,090、舗装
ただし、金子乙 225 番地、金子乙 223 番地、(西之土居)、10、約 60

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 40 年度	約 3 割
昭和 41 年度	約 3 割 8 分
昭和 42 年度	約 3 割 2 分

理由書

本路線は本市重工業地帯より上部地区及び新居浜駅に通ずる唯一の重要幹線にしてこれが舗装を行い車
輛交通の円滑化及び産業経済衛生の各面にわたり市民の利便を図ると共に併せて本市の発展に寄与せんと
するものである。

議第 499 号 新居浜都市計画下水道の追加並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画下水道に第 3 号下水道を次のように追加する。

1 排水区域及び面積

【下水道番号 排水区名 面積 (ヘクタール) 区域 摘要】

3、惣開排水区、約 40、新居浜市磯浦町及び新田町、惣開町、都市下水路

2 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員 (メートル)、延長 (メートル)】

3、惣開排水区、主要幹線、惣開下水路、金子乙 1596 番地の 3、金子乙 394 番地、1.2~1.5、約 820

3 ポンプ場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積 (ヘクタール)、摘要】

3、惣開排水区、1、惣開ポンプ場、金子乙 1596 番地の 3、0.02、63 立方メートル/分×1 台

4 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員 (メートル)、摘要】

3、惣開排水区、1、金子乙 1596 番地の 3 地先、直径 1.5, 0.7, 幅員 1.5 のものと 管径 0.7 のものと各 1ヶ所

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の計画を都市計画事業とし、その執行年度割を次のように決定する。

昭和 40 年度	約 1 割 2 分
昭和 41 年度	約 7 割 8 分
昭和 42 年度	約 1 割

理由書

本地区は地盤沈下が著しく降雨時、満潮時には常に浸水する状態にあるので、この際水路及びポンプ場
を改良新設しようとするものである。

議第 500 号 新居浜都市計画公園事業及びその執行年度の決定

第 1 都市計画中第 1 号公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積 (ヘクタール)、摘要】

1、滝の宮公園、新居浜市滝の宮地内、約 1.0、疑木 277 メートル、すべり台 1、ブランコ 2、遊動木 1、
メリーゴーランド 1、植樹 1 式、自然公園

「別紙図面表示の通り」

第2 前項の事業は昭和40年度において執行するものとする。

理由書

新居浜市は別子銅山を根幹とする各種産業の発展によって急激に膨張した新興工業地帯であり、完備した公園がないので今回本案のように事業決定を行い、疑木、遊具、植栽を行い、住民の保健慰楽に供するとともに、本市の有機的な発展に資せんとするものである。

議第501号 今治都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定

第一、都市計画街路中2等大路第1類第3号線ほか1路線を次のように変更する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,1,3、内港浜ノ窪線、蔵敷1792番地の8、喜田村字榎ヶ本767番地の1、(鳥生字大石1539番地)、18、約2,980、東門橋幅員16メートル

2,2,1、今治本町波止浜高部線、本町30番地、高部下158番地の6、(大浜字梶田乙41番地の2)、15、約4,900
ただし、大浜字梶田乙41番地の2、高部下158番地の6、(高部下110番地)、12、約1,510

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画中2等大路第1類第3号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,1,3、内港浜ノ窪線、蔵敷837番地の1、蒼社川右岸堤防、9.5、約130、東門橋幅員9.5メートル

「別紙図面表示の通り」

第三、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和40年度 約3割9分

昭和41年度 約6割1分

理由書

現在竜登川左岸が終点となっている2等大路第1類第3号線を2級国道196号線まで延長して将来の交通の増加に対処し、また2等大路第2類第1号線においては交通の円滑化を図るため本案のように線形の一部を変更しさらに東門橋の一部を事業化しようとするものである。

議第502号 川之江都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定

第一、都市計画街路中2等大路第3類第3号線を次のように変更する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,3,3、西新町土居線、川之江町港通4063番地、妻鳥町2754番地、(川之江町615の2番地)、12.0、約3,500、大江橋幅員10.5メートル

ただし、妻鳥町987番地、妻鳥町2754番地、(妻鳥町2128番地)、8.0、約1,100

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,3,3、西新町土居線、川之江町港通り4063番地、川之江町井池922の1番地、(川之江町615の2番地)、12.0、約1,560、大江橋幅員7.5メートル

別紙図面表示の通り

第三、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 40 年度	約 8 分
昭和 41 年度	約 2 割 5 分
昭和 42 年度	約 2 割
昭和 43 年度	約 2 割 5 分
昭和 44 年度	約 2 割 2 分

理由書

本路線は昭和 31 年に決定したが、その後井池山附近の地形、土地利用等を検討した結果、旧路線では今後の増加する交通に対処することが適当でないので、本案のように線形を変更し、その一部を事業化しようとするものである。

議第 503 号 壬生川都市計画三津屋土地区画整理事業を施行すべき区域の決定

都市計画三津屋区画整理事業を施行すべき区域を次のように決定する。

1 区域 壬生川町

大字北条

経蔵、鴨沢、排…ヶ坪の各字の一部

大字三津屋

城下田、沢口、畔田、沢、鍵田、吉塚、中三反地及び妙雲池の各字の全部

奥沢、長溝、川越、追上、尻深、甲掛、道越、泊田、長田、唐樋ノ内、

内新開、寶念地、屋敷ノ窪、桑木ノ元及び堂の下の各字の一部

2 地積 約 30.5 ヘクタール

理由書

壬生川町は東予新産業都市の中核地区として急激な発展の途上にあるが、無秩序なその背後地帯を整備改善するため土地区画整理事業を施行する必要があるので、本案のようにその区域を決定しようとするものである。

議第 504 号 壬生川都市計画公園並びに同公園事業及びその執行年度の決定

第 1 都市計画公園を次のように決定する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、壬生川公園、壬生川町大字壬生川字井戸の上地内、約 0.3、児童公園

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、壬生川公園、壬生川町大字壬生川字井戸の上地内、約 0.3、広場、遊戯施設、プレイスカルプチュア、プレイウォール、砂場、児童公園

「別紙図面表示の通り」

第 3 前項の事業は昭和 40 年度において執行するものとする。

理由書

壬生川町には現在公園がなく、遊戯場のない児童は狭小な空地や道路上で遊戯を楽しんでいる実情であるが、近年交通量の増加に伴う交通禍から児童を守り、かつ健全で明朗な児童の育成に資するため本案のように公園を決定し、事業化しようとするものである。

議第 505 号、今治地区衛生組合し尿処理場建築位置の決定について

第 1 申請者 今治市、今治地区衛生組合長

第 2 敷地の位置 今治市古国分字又衛門谷甲 206 番地の 1 外 7 筆（今治都市計画区域内）

第 3 用途 し尿処理場 新設

第 4 敷地及び建築物並びに機械設備の状況

(1) 敷地の面積 19,921 平方メートル

(2) 建築物及び設備

(イ) 建築物 鉄筋コンクリート打込 1,064 平方メートル

(ロ) 設備 消化槽 2 基

脱水機、汚泥計量槽、曝気槽、外各種槽、沈殿池、混和池

第 5 その他

(1) 処理区域は今治市、波方町、大西町、菊間町、玉川町、及び朝倉村の 1 市 5 町村で世帯数 28,000 戸、人口 106,500 人を対象としており、1 日の集荷量は約 105 キロリットルである。

(2) 1 日の処理能力 110 キロリットル

(3) し尿の集荷はバキューム車（2 トン積）9 台にて運搬する。

理由書

この地区のし尿処理は現在海洋投棄で行っているが、最近の人口増加、化学肥料の発達等により収集量が増大し、また船舶不足のため不法投棄も多く、種々問題を生じているので、上記の地区に近代的な処理場を建設しようとするものである。

（継続審議）

議第 493 号 壬生川都市計画街路の変更、追加及び廃止について

議第 495 号 壬生川都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

（追加）

議第 506 号 松山都市計画用途地域の変更

都市計画用途地域を次のように変更する。

用途地域			専用地区		特別用途地区		摘要
区分	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	
住居地域	約 2129.0、	62.1					
商業地域	約 418.0、	12.2					
準工業地域	約 486.0、	14.2					
工業地域	約 394.4、	11.5					
計	約 3427.4	100.0			約 16915ha		

理由書

松山都市計画用途地域は、昭和 21 年に改定し、昭和 26 年追加、昭和 31 年に変更して現在に至っているが、その後の発展のすう勢並びに産業構造の急激な変化などにより、既定計画では都市の健全な発展が望まれないので、再検討の結果、本案のように都市計画用途地域を変更し、土地利用の合理的な発展を図り、もって本市将来の健全な発展に資するものである。

議第 507 号 松山都市計画街路の変更、追加及び廃止並びに同街路事業の変更

第 1 2 等大路第 3 類第 14 号線を 1 等大路第 3 類第 2 号線に、
1 等大路第 2 類第 6 号線を 1 等大路第 3 類第 4 号線に、
2 等大路第 2 類第 3 号線を 1 等大路第 3 類第 5 号線に、
1 等大路第 2 類第 5 号線を 1 等大路第 3 類第 6 号線に、
2 等大路第 2 類第 5 号線を 2 等大路第 1 類第 1 号線に、
2 等大路第 3 類第 1 号線及び 2 等大路第 3 類第 16 号線を、2 等大路第 2 類第 3 号線に、
1 等大路第 2 類第 3 号線及び 1 等小路第 2 号線を 2 等大路第 2 類第 5 号線に、
1 等大路第 2 類第 4 号線、2 等大路第 2 類第 12 号線、2 等大路第 3 類第 12 号線及び 2 等大路第 3 類第 13 号線を 2 等大路第 2 類第 8 号線に、
2 等大路第 2 類第 4 号線及び 2 等大路第 3 類第 19 号線を 2 等大路第 3 類第 2 号線に、
2 等大路第 3 類第 2 号線及び 2 等大路第 3 類第 17 号線を 2 等大路第 3 類第 3 号線に改め、
1 等大路第 1 類第 1 号線他 28 路線を次のように変更し、1 等大路第 3 類第 3 号線ほか 8 路線を次のように追加する。

【街路番号 (等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員 (米)、延長 (米)、摘要】

1,1,1、花園町線、南堀端町 2 番地 3 地先、湊町 5 丁目 1 番地地先、(花園町 5 番地 1 地先)、40、約 310
なお、終点附近に地積約 10,420 平方メートルの広場を設ける。

1,1,2、大手町通線、大手町 2 丁目 5 番地 12 地先、大手町 1 丁目 10 番地 10 地先、(大手町 1 丁目 7 番地地先)、36、約 540
なお、起点附近に地積約 13,500 平方メートルの広場を設ける。

1,2,1、中央循環線、一番町 4 丁目 3 番地地先、一番町 4 丁目 4 番地地先、(南堀端町 5 番地 6 地先、本町 3 丁目 5 番地 14 地先、平和通 1 丁目 1 番 1 地先、勝山町 2 丁目 12 番地 1 地先)、30、約 4,590

1,3,1、御宝町小坂線、勝山町 2 丁目 19 番地 4 地先、小坂町 35 番地、(永木町 2 丁目 3 番地 23 地先、中村町 5 番地)、28、約 1,830、永木橋幅員 28 メートル
ただし、勝山町 2 丁目 19 番地 4 地先、永木町 2 丁目 5 番地 1 地先、25、約 670

1,3,2、末広町東石井線、千舟町 5 丁目 1 番地 4 地先、大字東石井 274 番地、(末広町 15 番地 6 地先、室町 72 番地、西立花町 377 番地、大字朝生田 60 番地)、28、約 2,560、末広橋幅員 26 メートル、東石井橋幅員 28 メートル
ただし、千舟町 5 丁目 1 番地 4 地先、湊町 5 丁目 2 番地 3 地先、20、約 90

湊町 5 丁目 2 番地 3 地先、末広町 8 番地 5 地先、25、約 70

1,3,3、松山環状線、岩崎町 2 丁目 242 番地 3 地先、大川橋南詰、(樽見町 348 番地、小坂町 35 番地、大字朝生田 903 番地、土居田町 406 番地、生石町 62 番地、南江戸町 1482 番地、東長戸町 645 番地)、28、約 11,650、和泉橋幅員 26 メートル

ただし、岩崎町 2 丁目 242 番地地先、持田町 1 丁目 125 番地地先、18、約 710

持田町 1 丁目 125 番地地先、小坂町 35 番地、20、約 1,850、湯渡橋幅員 18.8 メートル
小坂町 35 番地、小坂町 324 番地、28~38、約 430、横河原線との立体交差の跨線橋幅員 28 メートル

小坂町 324 番地、大字天山 28 番地、28~38、約 350、国道 33 号線との立体交差の跨線橋幅員 28 メートル

土居田町 104 番地、土居田町 245 番地、28~36、約 380、予讃線との立体交差の跨線橋

幅員 26 メートル

土居田町 28 番地、生石町 80 番地、28～37、約 350、郡中線との立体交差の跨線橋幅員 26 メートル

南江戸町 814 番地、朝美町 3 丁目 1216 番地、27、約 1170 朝美町 3 丁目 1216 番地、朝美町 3 丁目 674 番地、27～36、約 330、

予讃線との立体交差の跨線橋幅員 26 メートル

朝美町 3 丁目 674 番地、衣山町 179 番地、27、約 540

衣山町 179 番地、大川橋南詰、20、約 2,110

1,3,4、南堀端和泉線、南堀端町 5 番地 6 地先、大字和泉 738 番地、(湊町 6 丁目 1 番地 2 地先、北藤原町 1 番地 7 地先、小栗町 376 番地)、28、約 1,930

ただし、南堀端町 5 番地 6 地先、藤原町 660 番地 1 地先、30、約 610

1,3,5、千舟町高岡線、千舟町 1 丁目 4 番地 1 地先、別府町 794 番地、(千舟町 4 丁目 1 番地 1 地先、千舟町 7 丁目 1 番地 1 地先、北斉院町 32 番地)、28、約 6,420

ただし、千舟町 1 丁目 4 番地 1 地先、千舟町 8 丁目 76 番地 2、20、約 2,090

千舟町 8 丁目 76 番地 2、南江戸町 634 番地、14～25、約 570、予讃線との立体交差の跨線橋幅員 16.5 メートル

南江戸町 634 番地、南江戸町 214 番地、25、約 450

北斉院町 32 番地、北斉院町 501 番地、24、約 660

1,3,6、松山駅前衣山線、宮田町 4 番地 4 地先、衣山町 27 番地地先、(宮西町 27 番地地先)、27、約 1,460

ただし、宮田町 4 番地 4 地先、宮田町 179 番地地先、30、約 180

2,1,1、勝山町湯渡線、勝山町 2 丁目 1 番地地先、持田町 1 丁目 125 番地、(此花町 203 番地地先)、18、約 830

ただし、勝山町 2 丁目 1 番地地先、此花町 203 番地地先、20、約 250

2,1,2、松山駅竹原線、大手町 2 丁目 5 番地 9 地先、竹原町 144 番地、(千舟町 8 丁目 76 番地、湊町 8 丁目 113 番地 3、竹原町 627 番地 4)、20、約 950

2,1,3、南堀端千舟町線、南堀端町 1 番地地先、千舟町 5 丁目 7 番地 1 地先、(三番町 4 丁目 4 番地 6 地先)、20、約 250

2,1,4、中之川北通線、築山町 125 番地、湊町 4 丁目 4 番地 1 地先、(千舟町 1 丁目 4 番地 1 地先、河原町 7 番地 1 地先)、20、約 1,490

2,1,5、中村町桑原線、中村町 5 番地、桑原町 367 番地、(小坂町 99 番地、枝松町 314 番地)、18、約 1,550

2,1,6、梅津寺町高岡線、梅津寺町 256 番地 85 地先、大字高岡 151 番地、(松ノ木町 1369 番地、山西町 668 番地、北斉院町 802 番地)、20、約 5,850

ただし、梅津寺町 256 番地 85 地先、松ノ木町 1369 番地、12、約 1,230

松ノ木町 1369 番地、古三津町 1292 番地、16、約 1,550

古三津町 1442 番地、山西町 679 番地、20～29、約 310、高浜線との立体交差の跨線橋幅員 18 メートル

2,2,1、裁判所前柳井町線、一番町 3 丁目 2 番地 1 地先、柳井町 2 丁目 1 番地地先、(三番町 3 丁目 7 番地 10 地先、湊町 3 丁目 3 番地 8 地先)、15、約 990

ただし、柳井町 2 丁目 20 番地 9 地先、柳井町 2 丁目 1 番地地先、12、約 320

2,2,2、三番町線、錦町 1 丁目 1 番地 1 地先、三番町 8 丁目 12 番地 4 地先、(大街道 1 丁目 6 番地 7 地先、花園町 5 番地 11 地先)、15、約 2,330

- 2,2,3、大街道河原町線、大街道 3 丁目 8 番地 12 地先、河原町 2 番地 1 地先、(大街道 2 丁目 6 番地 1 地先、河原町 7 番地 7 地先)、15、約 1,410
ただし、大街道 3 丁目 8 番地 12 地先、大街道 3 丁目 1 番地 1 地先、12、約 490
- 2,2,4、樽見町溝辺線、樽見町 348 番地、大字溝辺甲 284 番地、(東野町 66 番地)、16、約 2,000
- 2,2,5、東一万桑原線、平和通 1 丁目 10 番 1 地先、桑原町 367 番地、(道後湯之町 872 番地 2 地先、上市 2 丁目 89 番地、東野町 66 番地)、16、約 3,430、桑原橋幅員 14 メートル
ただし、平和通 1 丁目 10 番地 1 地先、岩崎町 1 丁目 24 番地地先、30、約 790
岩崎町 1 丁目 24 番地地先、道後湯之町 872 番地 2 地先、20、約 250
道後湯之町 872 番地 2 地先、上市 2 丁目 89 番地、12、約 580
- 2,2,6、道後松山港線、道後緑台 1338 番地、西須賀町 2299 番地、(文京町 3 番地、高砂町 3 丁目 6 番地 地先、衣山町 68 番地、久万の台 1247 番地、古三津町 1256 番地)、15、約 6,380
ただし、本町 6 丁目 6 番地 9 地先、久万の台 1247 番地、20~20.8、約 1,440
久万の台 1247 番地、久万の台 1067 番地、18~18.8、約 430
久万の台 1067 番地、古三津町 1256 番地、14~14.8、約 1,220、予讃線との立体交差の跨線橋幅員 14 メートル
古三津町 1256 番地、古三津町 1436 番地、20、約 130
古三津町 1436 番地、古三津町 1939 番地、20~26、約 470、高浜線との立体交差の跨線橋幅員 14 メートル
古三津町 1939 番地、古三津町 1993 番地、20、約 130
古三津町 1993 番地、西須賀町 2299 番地、30、約 590、松江橋幅員 18 メートル
- 2,2,7、朝生田古川線、西立花町 402 番地、中川原橋北詰、(大字古川 482 番地)、16、約 2,750、朝生田橋幅員 14 メートル
- 2,2,8、本町南吉田線、本町 4 丁目 2 番地 1 地先、大字南吉田 1692 番地、(平和通 6 丁目 6 番地地先、味酒町 2 丁目 3 番地 6 地先、千舟町 7 丁目 5 番地 1 地先、竹原町 1 丁目 2 番地 1 地先)、15、約 6,460
ただし、本町 4 丁目 2 番地 1 地先、平和通 6 丁目 5 番地 3 地先、30、約 240
平和通 6 丁目 5 番地 2 地先、竹原町 144 番地、12、約 2,120
竹原町 144 番地、竹原町 211 番地 1、17、約 240
- 2,2,9、南江戸土居田線、南江戸町 55 番地、竹原町 277 番地、(南江戸町 630 番地)、16、約 1,540
- 2,2,10、三津浜垣生線、三津栄町 117 番地 13 地先、大字南吉田 1692 番地、(西須賀町 2299 番地、大字北吉田 1030 番地)、15、約 4,360
ただし、三津栄町 117 番地 13 地先、別府町 794 番地、20、約 1,790
大可賀町 16 番地、大字北吉田 1156 番地先、13、約 500
- 2,2,11、駅西口南江戸線、南江戸町 544 番地、南江戸町 1482 番地、16、約 550
- 2,3,1、道後祝谷線、道後町 2 丁目 712 番地、大字祝谷 936 番地、(道後緑台 1338 番地 1)、12、約 1,560
ただし、道後町 2 丁目 712 番地、道後緑台 1338 番地 1、15、約 510
- 2,3,2、持田町小栗線、此花町 203 番地地先、小栗町 376 番地、(永木町 1 丁目 5 番地 3、柳井町 2 丁目 1 番地)、12、約 2,680
ただし、此花町 203 番地地先、新立町 1 丁目 3 番地、20、約 450
- 2,3,3、文京町中村橋線、文京町 3 番地 1、北立花町 7 番地 1、(西一万町 1 番地 1 地先、二番町 1 丁目 10 番地 9 地先、千舟町 1 丁目 2 番地 4 地先)、12、約 1,950

- 2,3,4、中之川南通線、永木町 2 丁目 3 番地 23 地先、生石町 62 番地、(北立花町 6 番地 10 地先、柳井町 3 丁目 7 番地 3 地先)、12、約 2,930
- 2,3,5、清水町線、平和通 4 丁目 3 番地 1 地先、清水町 2 丁目 15 番地 11 地先、(清水町 1 丁目 8 番地 22)、12、約 550
- 2,3,6、傘屋町山越線、平和通 5 丁目 6 番地 1 地先、高砂町 3 丁目 6 番地 2 地先、(高砂町 2 丁目 1 番地 1)、12、約 520
- 2,3,7、清水町松山港線、古三津町 2089 番地地先 大可賀町 670 番地、(古三津町 1913 番地、大可賀町 1240 番地)、12、約 2,000
ただし、山西町 966 番地、大可賀町 670 番地、15、約 980
- 2,3,8、本町平田線、本町 4 丁目 2 番地 1 地先、東長戸町 645 番地 35、(本町 5 丁目 6 番地地先、本町 7 丁目 3 番地 10 地先)、12、約 2,930
ただし、本町 4 丁目 2 番地 1 地先、本町 7 丁目 3 番地 10 地先、30、約 960
- 2,3,9、本町宝塔寺線、本町 3 丁目 2 番地 1 地先、宮西町 27 番地地先、(味酒町 2 丁目 18 番地 4)、12、約 610
- 2,3,10、二番町線、一番町 4 丁目 3 番地地先、勝山町 1 丁目 14 番地 1 地先、(大街道 2 丁目 3 番地 15 地先) 12、約 930
- 2,3,11、三津浜駅松山港線、古三津町 1369 番地、広町 34 番地 1、(古三津町 1290 番地)、12、約 1,490
- 2,3,12、山西町線、山西町 668 番地、山西町 966 番地 3、12、約 350

「別紙図面表示の通り」

第 2 都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 1 号線、2 等大路第 2 類第 7 号線、2 等大路第 2 類第 8 号線、2 等大路第 2 類第 9 号線、2 等大路第 2 類第 11 号線、2 等大路第 3 類第 3 号線、2 等大路第 3 類第 10 号線、2 等大路第 3 類第 11 号線、2 等大路第 3 類第 20 号線、2 等大路第 3 類第 21 号線、2 等大路第 3 類第 22 号線、2 等大路第 3 類第 23 号線、1 等小路第 1 号線、1 等小路第 3 号線、1 等小路第 4 号線、1 等小路第 6 号線、1 等小路第 7 号線及び 1 等小路第 8 号線を廃止する。

第 3 昭和 37 年建設省告示第 1759 号、昭和 40 年建設省告示第 1391 号及び 1392 号に係る都市計画街路事業を次のように変更する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(メートル)、延長(メートル)、摘要】

- 2,1,2、松山駅前竹原線、大手町 2 丁目 5 番地 9 地先、竹原町 144 番地、(県道松山空港線)、20、約 95,190、計画決定、一部改良
- 1,3,5、千舟町高岡線、千舟町 1 丁目 4 番地 1 地先、別府町 794 番地、20、約 1,940、計画決定、一部改良
- 2,3,6、傘屋町山越線、平和通 5 丁目 6 番地 1 地先、高砂町 3 丁目 6 番地 2 地先、(高砂町 2 丁目 1 番地 1)、10.8、約 520、舗装
- 2,3,9、本町宝塔寺線、本町 3 丁目 2 番地 1 地先、宮西町 27 番地地先、(味酒町 2 丁目 18 番地 4 地先)、10.8、約 360、舗装
- 2,2,6、道後松山港線、道後緑台 1338 番地、西須賀町 2299 番地、(久万の台、古三津)、15、約 3,820
ただし、本町 6 丁目 6 番地 9 地先、久万の台 1247 番地、20~20.8、約 1,440
久万の台 1247 番地 7、久万の台 1067 番地、18~18.8、約 430
久万の台 1067 番地、古三津町 1256 番地、14~14.8、約 1,220、
古三津町 1256 番地、古三津町 1436 番地、20、約 130
古三津町 1436 番地、古三津町 1939 番地、20~26、約 470、
古三津町 1939 番地、古三津町 1993 番地、20、約 130

「別紙図面表示の通り」

第 4 前項に事業の変更にかかわらず、その執行年度割は昭和 37 年建設省告示第 1759 号、昭和 40 年建設省告示第 1391 号及び 1392 号に係る都市計画街路事業の執行年度割とする。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 497 号 新居浜都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事： 2,3,5 高木山根線は、泉川地内の延長約 310m、幅員 20m から 22.2m が立体交差になっています。

現在、新居浜駅から角野の方に向かって 2,3,5 駅裏角野線があり、これは竣工していますので、これを利用して高木山根線と 2,3,14 下泉本郷線を連ねて連絡をさしあたりとろうというものです。

委員：高木山根線の立体交差の件でございますが、今回松木線の西側に立体交差することに都市計画のほうでなっていて、着工していただくことになりましたが、実は裏駅線はすでに 10 年前から駅東の立体交差を考えて、建設省の道路課が計画をしておりましたときには、裏駅に結び付けて新居浜駅の構内を立体交差するようになっておったのを、今回西側のほうへ立体交差するようにこの書類ではなっておるわけでございます。お尋ねしておきたいのは、今後裏駅線が立体交差をする場合に、国鉄のほうと交渉されると思いますが、今後できるのかできないのか。すでに菊本から約 2,000 メートルほど上へ上がって道路がつけかけになっております。これは都市計画ですでに 5, 6 年前に着工するがごときお話でございましたが、そのままになっておるといって、この西側の現在出ておる立体交差が出来た場合には、東側の裏駅線の立体交差のほうはちょっと見通しが立たぬのじゃないか、そういう点について、県側の今後の都市計画において、東側裏駅線の立体交差はどうなるのか、この点をお尋ねしたいと思います。

幹事：ただいまの御意見のように、駅裏線の駅の構内をくぐって通る、というようなお話もあったことは事実でございますが、新居浜の都市計画としては、現在の線しかのってないわけでございます。さしあたり、国道 11 号線と市街地をつなぐのには、検討しました結果、この線が一番経済的であるというような事情から、これにとりかかったわけでございます。ただいまのお話のようなことは、なお将来検討しなければならないことであろうと思いますが、さしあたりこれから着手していきたいと思っております。

委員：西側の立体交差をやる場合、そのさいに国鉄側のほうへはひもをつけておいていただかないと、おそらく今後東側の立体交差はできぬのじゃないか、そういう点で、ぜひともこの線は国鉄側に機会あるごとに申し入れをいただきたい。

幹事：現在の都市計画では、さきほど申しましたように計画にはのってないわけでございます。なお将来、そういう事態になってまいりましたら、いろいろ検討はいたしますけれども、さしあたり現在の立体交差に付随して、国鉄の方へそう云う条件をつけますとなかなか進みませんし、また事業も遅れることとなりますので、それは将来の問題として研究していくようにさせていただきたいと思っております。

議第 505 号 今治地区衛生組合し尿処理場建築位置の決定について

幹事：なお、用地については、市有地、国有地が大部分です。中には私有地もありますが、承諾済みと聞いております。

委員：し尿処理場について、いままでにも当委員会でも審議、可決して、そのたびに事後に問題が起こって

おるんですが、本件について、今治市の方もお見えになっておりますので、地元民との折衝がうまくいっているのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

委員：それでは代わりまして私の方からお答えをいたしたいと思います。御承知のようにし尿処理場の関係につきましては、県内でも地元住民との問題がたびたび起きておりますので、今治市の場合には、そういったことの起こらないように、ということ为前提に考えまして、とくに部落の説得から始めております。そういったことで、現在の時点では、この位置に決定しても大丈夫じゃなかろうか、このように考えております。地元のいろいろな要求が当然出るだろうと思います。けれども、そういったことに対しましては、衛生組合としまして責任を持って解決をいたしたい、このように考えておりますので、よろしくご議決をいただきますようお願いいたします。

委員：ただいまの答弁でみんな賛成したと思うわけなんです、所が実際、その該当の組合の方が住民と折衝するとき、いろいろ問題が起こって解決できないというのが現在までの例なんです。できるだろうというようなことではこの場合私は賛成できないと思います。こういう議案を出す場合には、地元のいろいろな要求もあるが、それが妥当であればのむとか、円満に解決がついた上で提案するのならともかく、あなたのことばでははっきり地元との問題解決はついてないようで、若干不安があるんじゃないかと思うんですが、その点いかがですか。

委員：御承知のようにし尿処理場の場合は、ものがものだけに、住民が全員賛成するといったようなことは不可能であると思います。ただ10人のうち8人までが納得した場合には、部落としてはその意思決定をしていけるんじゃないか、こういう考え方で、私の方としては地元の市会議員なり、あるいは部落の役員、そういった方々で説得をしていただいております、現在の時点では大体説得ができるんじゃないか、住民の7、8割までは萬やむをえむじゃないか、というふうな姿が出来上がっておるんじゃないかと、このように考えておるわけでございます。

委員：私の申し上げたいことは、これが「都市計画審議会を通ったんだから」という表現で、該当地区の人々に押し付けるようなことをやったのではなおこじれる。だからこの場合、いっぺん取り下げて、そうしてきれいに問題を解決して、解決がついたんだということを出してもおそくはない、ということをお私はいっておるわけです。このまま通したのでは問題は残ると思います。

委員：し尿処理とか投廃棄にかんすることはどことも地元との問題がありますが、委員のおっしゃる線で行きますと、和や市はその市の行政介入になるように考えますので、本審議会としましては、これは位置の決定でございますから、保安上、衛生上支障がない、あるいは市の当局が責任を持ってその点を解決するという御意見でございましたから、議案は位置の決定でございますので、位置が先決で、私としては、これは決定してあげるべきが行政措置上先決問題じゃないかと思っておりますので、賛成したいと思っております。

会長：それでは御意見もおありの方もありませんけれども、ほぼ将来の見通しもついておるようでございますので、これを原案の通り可決決定してよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者多く、「反対」と呼ぶ者もあり)

会長：それでは「異議なし」のお声が多いようでございますので、原案の通り可決決定いたします。

議第503号 壬生川都市計画三津屋土地区画整理事業を施行すべき区域の決定

委員：この区画整理事業の計画に国鉄の駅前広場の関係並びに貨物取扱場所の区域が編入されているわけですが、現在のところ、このままの姿が進められますと、貨物設備その他、いろいろな計画に齟齬をきたしますので除外していただきたい。それから駅前広場の面積並びに形状につきましては、別途協議ということをお願いしたいと思います。

委員：この事業は数年来の計画でございまして、昨年昭和 39 年に県当局の御指導をいただきまして、測量等、基礎調査を終えると同時に、事業の決定の申請をしたわけでございます。その結果、本日の会議に出ておりますように、議案が出されたわけでございますが、ただいま国鉄の方から、駅の操作のうえから除外を求められるとともに、広場の面積についても御意見があったのであります。現時点で考えました時分に、事業を中止するという事は耐えがたいことなんでございまして、ぜひやっつけていけるようにしていただきたい。単年度に仕上げねばならない事業でございますが、相当の年数もかかりますので、問題点につきましてはなおよく国鉄側との話し合いも持って、懸案の事業ができるようにしたい考えでございますので、何とかこの会議に於いて決定をみ、事業の着手遂行ができるよう御配慮いただきたいと思っております。

幹事：ただいま国鉄の方から御意見がございましたが、国鉄の方では「なお検討に相当の期間を要するので、いますぐ返答できない」ということでございますが、ことし調査費もついておりますし、できればこのままお認めを願って、なお国鉄の方で検討できましたならば、さらに協議を重ねまして、協定が整いました場合には、それに従いまして区域計画の変更をすることに努力するというようにいたしまして、一応この形で御決定をいただきたいと思うわけでございます。

委員：私の申しますのは、図面の例の区域にはいる問題になるんでございまして、現在の貨物設備の通路が編入されるかされないかという問題でございます。

幹事：これは一応このように決定いたしましても、国鉄側との協定が整いますれば、一部変更しまして、御意見の通りに変えることもできるわけでございますので、その点は次の機会に譲って、この際はこの案を認めていただきたいと思っております。そうすればさしあたっての仕事ができるわけでございます。駅前につきましては、駅前まで手が伸びますのには少々時間を要しますので、じゅうぶん御協議いただく期間があると思っております。そのような国鉄の御意見をつけて建設大臣に答申するように努力したいと思っております。

委員：了解しました。

(継続審議)

議第 493 号 壬生川都市計画街路の変更、追加及び廃止について

委員：前の議案でございますように、駅前広場の面積その他の計画につきましては、ただいまこの数字の通りで決定されるのは結構なんでございまして、分担その他につきましては別途協議をするという条件をつけてやってもらいたいと思っております。

幹事：なおこれは計画でございまして、実施にあたりましては当然改めて協議することになると思っております。

(追加)

議第 506 号 松山都市計画用途地域の変更

幹事：現在はこの松山地区、三津浜地区併せまして面積 1,453 ヘクタールでございます。その中に約 12 万人の人が住んでいると推定されます。中央都市圏の将来計画としては、人口 50 万人ということになっておりますが、それからいろいろ推定いたしますと、松山市の将来人口は約 36 万人と推定をいたしております。その中で市街地外に住む人、市街地外にできる団地などに収容されると想定されますものを除きまして、約 25、6 万人分の市街地ができればいいんじゃないか、という考え方から用途地域を決めたわけでございます。

商業地域につきましては、将来こういったような（地図を示して）道路ができますと、こういったところに商業地域が出来上がるというようなことも想定されますけれども、何と申しましても現在の中心市街地が中心でございまして、これを中心にしていけば間違いはないと考えられますから、

主としてこの周辺に商業地域を上げたわけでございます。それから準工業地域、工業地域等につきましては、以前は（地図を示して）この周辺に工業地区があったわけでございますけれども、商業地区がだんだんと膨張してまいりますので、現在ございます工場、工業等にできるだけしぼりまして、あとは商業地域、住居地域に空けたわけでございます。その代わり中央都市圏の構想に従いまして、三津浜地区と松山地区との中間に準工業地域を設けたわけでございます。

議第 507 号 松山都市計画街路の変更、追加及び廃止並びに同街路事業の変更

幹事：この中で主なものは、国道 11 号線、33 号線、56 号線と環状線を考えましての変更が主なものでございます。11 号線と 33 号線はこの環状線によりまして市内へは入り、56 号線のほうは西堀端の道路の延長から一本になって市内へは入るといふ計画でございます。なおこういったところに現道に沿った計画街路がございましたけれども、現在のところまだこの方面の成り行きもなかなか見通しが困難でございますので、なお将来検討して、変更を要すれば追加することといたしまして、一応この分は廃止をしたわけでございます。

委員：ただいま御説明の道路計画変更は、松山市民にとりましては現在欲しい道路でございます。これを完成しますまでには相当の年月日を要すると思っておりますが、その暁にはすでに市街地の中に入り込んで混雑していることが想像されます。つきましては、私はバイパスといたしまして、もうひとつ外回りの路線が欲しい。それは 11 号線と 33 号線と 56 号線並びに松山港までを結ぶ線でありまして、かりにたとえてみますならば、伊予鉄の平井駅、石井駅あるいは余戸駅、あの辺を通る道路網をひとつつくりますと、ここにバイパスとしての効果が現れ、将来の 50 万都市にふさわしいものになるんじゃないかと思っておりますので、今後の希望として申し上げておきます。

幹事：この計画は当面の見通しのきく範囲の計画でございます。なおそういった事態になりますれば計画の検討をいたしまして発展することは必要になってくると思っております。あるいはまた必ずしも都市計画によらなくても、そういった構想を実現していくこともできるかと思っておりますので、将来のことについてはまかしていただきたいと思っております。

委員：2・3・4 の中之川南線でございますが、これはできることならば立体交差で御計画願いたいと思っております。

幹事：さしあたりこの計画では平面交差になっておりますけれども、なかなか一時に仕上げるということもできませんし、相当将来のことになってくると思っておりますので、実施する場合にはなおその当時の状況をまた再検討いたしまして、改めて御協議を願うようにしていきたいと思っております。

閉会宣告後の委員の質疑

委員：ちょっとお尋ねを申し上げたいんですが、確か前々回の委員会だったと思うんですが、伊予三島、川之江、新居浜、西条、北条、松山、八幡浜、宇和島等の港湾区域指定についての議案が出たわけなんです。そのときに私の質問の過程でわかったことは、大体いろいろな議案は事前に地元なり関係者と検討しておるべきであるにもかかわらず、これらの議案は県が一方的に出された。さらに港のそういう地域が指定されると、その地域内に第 3 者が所有している土地の売買価格が下がる。そのほかにも制約がいろいろあって、そのために被害というか、個人的に不利益を受ける人も出てくるので、この指定には公聴会的なものをもって、そのうえでやってほしいということをお願いしたわけなんです。新居浜市の場合、向新田と喜七郎新田の両地区がこれに指定されております。ところがこれに指定されますと、住友の子会社の一宮工務店がその指定区域内で漁業者の持つておる土地を買ってそこで仕事をやっておる。このことについて地区住民から市にいても県にいても

取り上げてくれない。こういう係争が起こっている。こういう地域を指定したということは、将来町が膨張した場合に、荷揚場とか、そういったことに支障のないために、そういう区域を指定して将来に備える、というのが議案の性格だと解釈しておいた。現実に向新田地区のああいう現象が起こった区域は、県として一部の人がやったことを黙認するのだろうか。向新田は大正 13、4 年に当時の市長だった〇〇さんが、許可を得て埋立てた町有地だったものが、いろいろな経過を経ていま民有地になっておる。えらい僭越ですが、港湾課長あたりから、この港湾区域に指定した趣旨と、今後この問題をどう取り扱うかということ、さらに該当市町村長、とくに新居浜市の場合、現市長はこれをどうするのか、こういうことをお尋ねして今後の考え方の資料にしたいと思います。

第 69 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 41 年 2 月 3 日開催）

出席者

会長	知事
委員	松山市長
同	新居浜市長
同	宇和島市長
同	西條市長
同	宇和町長
同	長浜町長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	日本国有鉄道四国支社長
同	松山市会議員 7 名
同	新居浜市会議員 6 名
同	宇和島市議会議員 5 名
同	西條市会議員 5 名
同	宇和町会議員 3 名
同	長浜町会議員 4 名
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 3 名
同	八幡浜市長
同	八幡浜市会議員 5 名
番外 幹事	都市計画課長
番外 幹事	建築課長
番外 幹事	港湾課長
番外 幹事	環境衛生課長

議事項目

- 議第 508 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 509 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

- 議第 510 号 松山都市計画下水道事業の執行年度割の変更について
- 議第 511 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度の決定について
- 議第 512 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 513 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 514 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 515 号 宇和都市計画公園事業の執行年度割の変更について
- 議第 516 号 宇和島都市計画街路の変更について
- 議第 517 号 宇和島青果販売農業協同組合連合会青果物卸売市場建築位置の決定について
- 議第 518 号 長浜町漁業協同組合魚市場建築位置の決定について
(追加)
- 議第 519 号 川之江都市計画下水道及び同下水道事業の変更について
- 議第 520 号 八西衛生事務組合し尿処理場建築位置の決定について

議第 508 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】
2,1,1、西条駅前朔日市線、大字大町字福森 800 番地附近に駅前広場(地積約 3,800 平方メートル)を設ける
「別紙図面表示の通り」

第二、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 40 年度	約 1 割 0 分
昭和 41 年度	約 7 割 8 分
昭和 42 年度	約 1 割 2 分

理由書

西条駅前広場は、市内 3 主要幹線街路の起点であり、交通量の激増、新産業都市として今後の発展を期し、交通の円滑と輸送力の増大を図ると共に近く行われる駅舎の増改築にも備えるため、本事業を施行するものである。

議第 509 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割の変更について

第一、昭和 40 年建設省告示 2468 号都市計画街路事業を次のように変更する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】
1,3,5、千舟町高岡線、千舟町 8 丁目 66 番地地先、千舟町 8 丁目 76 番地 2、20、194
2,1,2、松山駅前竹原線、三番町 8 丁目 9 番地 2 地先、竹原町 144 番地、(主要地方道松山空港線)、20、951.8
「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 37 年建設省告示 1759 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 37 年度から	
昭和 39 年度まで	約 2 割 1 分
昭和 40 年度	約 1 割 3 分
昭和 41 年度	約 2 割 1 分
昭和 42 年度	約 2 割
昭和 43 年度	約 2 割 5 分

理由書

本路線は、現在改良工事を実施中であるが、これと並行して昭和 41 年度より舗装事業を行い、自動車交通の円滑を図らんとするものである。なお、財政事情その他によりもあり、年度割を昭和 43 年度まで延長するものである。

議第 510 号 松山都市計画下水道事業の執行年度割の変更について

昭和 38 年建設省告示 1833 号都市計画下水道事業（松山地区）の執行年度割を次のように変更する。

昭和 33 年度から	
昭和 39 年度まで	約 5 割 8 分
昭和 40 年度	約 1 割 2 分
昭和 41 年度	約 1 割 4 分
昭和 42 年度	約 1 割 6 分

理由書

本事業は、松山都市計画下水道事業（松山地区）として、昭和 33 年度に着手し、昭和 40 年度完成予定で実施中であるが、財政その他の事情により、その執行年度割を変更するものである。

議第 511 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度の決定について

第 1 松山都市計画公園中第 16 号公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

16、幸町公園、松山市千舟町 7 丁目 6 ノ 7、約 0.12、広場、修景施設、遊戯施設、便益施設、児童公園
「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の事業は昭和 40 年度において執行するものとする。

理由書

本公園は松山市の西部に位置する唯一の児童公園で、同地区は現在商業地域、住居地域として発展し、人口並びに交通量は年々増加の一途をたどりつつあり、児童を交通禍より守るとともに本施設を通じて情操の純化、健康の増進及び教養の向上を図るため早急に整備しようとするものである。

議第 512 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割の変更について

第一、昭和 39 年建設省告示 310 号都市計画街路事業を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,2、下松陰五反田線、大字矢野町字フルカワ 456 番地、大字五反田字ヌルデ 1 耕 457 番地、（大字五反田字センジョウ 1 耕 58 番地）、11、約 910、五反田橋幅員 8 メートル

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 39 年建設省告示 310 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 36 年度から	
昭和 39 年度まで	約 4 割 7 分
昭和 40 年度	約 1 割 3 分
昭和 41 年度	約 2 割 8 分
昭和 42 年度	約 1 割 2 分

理由書

本路線は、昭和 36 年度より、改良工事実施中であるが、改良工事と並行して昭和 41 年度より舗装事業を行い、自動車交通の円滑を図ろうとするものである。なお、財政的な事情もあり、2 カ年延長するものである。

議第 513 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割の変更について

第一、昭和 38 年建設省告示 2864 号都市計画街路事業を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,1、昭和通り線、大字松柏丙 803 番地附近に駅前広場地積約 3,400 平方メートル

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 38 年建設省告示 2864 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 38 年度から

昭和 39 年度まで 約 2 割 4 分

昭和 40 年度 約 2 割 2 分

昭和 41 年度 約 4 割 0 分

昭和 42 年度 約 1 割 4 分

理由書

本事業は、昭和 38 年度より施行中であるが、市財政その他の事情により、当初計画のとおり施行できなくなったので年度割を延長するとともに併せて昭和 41 年度より舗装工事をも施行せんとするものである。

議第 514 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の変更について

第一、昭和 38 年建設省告示 1495 号都市計画街路事業を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

1,2,1、新居浜駅東須賀線、金子甲 237 番地の 1、新居浜甲 744 番地、（金子）、32、1,383

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 38 年建設省告示 1495 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 33 年度から

昭和 39 年度まで 約 5 割 3 分

昭和 40 年度 約 2 割 1 分

昭和 41 年度 約 0 割 8 分

昭和 42 年度 約 1 割 8 分

理由書

本路線は、新居浜駅及び上部地域と市の中心部を結ぶ重要幹線であるが、現在は幅員 11 メートルで狭隘で車輛交通の円滑を欠くので昭和 33 年度より本事業に着手しているが、財政事情その他の事情により当初計画のとおり完成できないので年度割を 2 カ年延長し、併せて舗装事業をも実施せんとするものである。

議第 515 号 宇和都市計画公園事業の執行年度割の変更について

昭和 36 年建設省告示 347 号都市計画公園事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 36 年度より

昭和 39 年度まで 約 3 割 9 分

昭和 40 年度 約 1 割 5 分

昭和 41 年度 約 1 割 7 分

昭和 42 年度 約 1 割 6 分

昭和 43 年度 約 1 割 3 分

理由書

当公園は昭和 36 年度から昭和 38 年度まで用地買収を行い、昭和 39 年度において野球場の敷地造成を行ってきたが県高野連並びに地元から野球場の早期完成と早急に供用開始をはかるように強い要望があり、昭和 40 年度においてこれが諸施設の整備に努めた結果、他の施設の建設が当初計画どおり出来なくなったので年度割を 3 カ年延長し完成せんとするものである。

議第 516 号 宇和島都市計画街路の変更について

第 1、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 8 号線を 1 等小路第 13 号線に改め、2 等大路第 3 類第 3 号線ほか 2 路線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,3、鶴島町明倫町線、鶴島町 51 番地の 30 地先、明倫町字亀渕乙 1946 番地の 12 地先、（裡町、御徒町、明倫町）、12、約 2,420

ただし、鶴島町 51 番地の 30 地先、裡町 166 番地の 1 地先、15、約 390

2,3,7、丸の内明倫町線、丸の内 17 番地の 29 地先、保手字滝の口高 457 番地の 22 地先、（榊形町、明倫町）、12、約 850、板島橋幅員 10.5 メートル

2,3,12、龍光院前明倫町線、丸穂字新貝 28 番地の 2 地先、明倫町字亀渕乙 1946 番地の 12 地先、（横新町、榊形町、明倫町）、12、約 1,590

ただし、丸穂字新貝 28 番地の 2 地先、横新町 1 番地、8、約 100

(1),13、広小路九島橋線、広小路 3014 番地先、御殿町乙 2045 番地の 6 地先、（御殿町、明倫町）、8、約 550

ただし、御殿町字鶴島 2044 番地の 3 地先、御殿町乙 2045 番地の 6 地先、12、約 200

「別紙図面表示の通り」

第 2 都市計画街路中既定の 2 等大路第 3 類第 11 号線を廃止する。

理由書

戦災復興計画として決定した都市計画街路は旧敷紡跡地の工業用地としての土地利用及び市街側（明倫町）の湿地を埋立てて市街地として利用するため計画の一部を本案のように変更しようとするものである。

議第 517 号 宇和島青果販売農業協同組合連合会青果物卸売市場建築位置の決定について

第 1 申請者 宇和島市〇〇 宇和島青果販売農業協同組合連合会、会長理事

第 2 位置 宇和島市明倫町乙 1983 番地（宇和島都市計画区域内）

第 3 用途 青果市場 新築

第 4 敷地及び建物

(1) 敷地面積 6,608 平方メートル

(2) 建築面積 1,944 平方メートル

(3) 建築物 鉄骨平屋建 外壁開放、一部スレート葺

第 5 その他

(1) 競売時間、午前 7 時 30 分より午前 12 時まで

(2) 南予 2 市 4 郡の農協を組合員とし、従業者数 130 人

(3) 買受人 約 100 人

(4) 月間取扱量（年間）7,390.563kg（39 年度実績）

(5) 自動車置場、1,909 平方メートル（買受人、出荷人等の車約 100 台）

理由書

業務の拡張及び入出荷の増大により現在の建物、敷地面積では処理が困難であるので移転新築せんとするものである。

議第 518 号 長浜町漁業協同組合魚市場建築位置の決定について

第 1 申請者 喜多郡長浜町 長浜漁業協同組合、組合長理事

第 2 位置 喜多郡長浜町大字長浜甲 1028 番地の地先（長浜都市計画区域内）

第 3 用途 魚市場 新築

第 4 敷地及び建物

(1) 敷地面積 2,113.575 平方メートル

(2) 建築物 鉄骨平屋建 屋根大波スレート葺、壁モルタル塗、エマルリン吹付、579.67 平方メートル

第 5 その他

(1) 漁獲量 1810 トン（年間）

(2) 従業者数 7 名

(3) 車輛台数 20 台

(4) 仲買人その他 40 名

理由書

町内に魚市場がないため新築せんとするものである。

（追加）

議第 519 号 川之江都市計画下水道及び同下水道事業の変更について

第 1 都市計画下水道中第 1 号下水管渠を次のように変更する。

下水管渠

【下水道番号、排水区域名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

1、下分排水区、主要幹線、下分下水路、川之江市川之江町字破砂子 926 の 1、川之江市金生町字中竹 835 の 1、1.72～2.24、約 792

「別紙図面表示の通り」

第 2 昭和 39 年建設省告示第 2703 号都市計画下水道の下水管渠を次のように変更する。

下水管渠

【下水道番号、排水区域名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

1、下分排水区、主要幹線、下分下水路、川之江市川之江町字破砂子 926 の 1、川之江市金生町字中竹 835 の 1、1.72～2.24、約 792

「別紙図面表示の通り」

第 3 前項の事業の変更にかかわらずその執行年度割は昭和 39 年建設省告示第 1428 号都市計画下水道事業の執行年度割とする。

理由書

当変更区間は、紙工場用地内に実施予定であったが、工事実施に際し、操業停止の状態となる。この解決に対し多額の出費が予想されるので、水路を移行し、あわせて線形の円滑化と経費の軽減を図るものである。

議第 520 号 八西衛生事務組合し尿処理場建築位置の決定について

第 1 申請者 八幡浜市〇〇 八西衛生事務組合長

第2 敷地の位置 西宇和郡保内町喜木字市楽1番耕地6番地、7番地、8番地、14番地の1、15番地の1
保内都市計画区域内

第3 用途 し尿処理場 新築

第4 敷地及び建築物

(1) 敷地面積 3,689.4 平方メートル

(2) 建築物

建築面積 417 平方メートル

構造 鉄筋コンクリート平屋建

外壁 ブロック造

(ロ) 設備 消化槽 2基

脱水機、汚泥計量槽、曝気槽、外各種槽、沈殿池、混和池

第5 その他

(1) 収集区域は八幡浜市、保内町及び伊方町の1市2町で人口約47,000人を対象としている。

(2) 処理量は月間約1,200キロリットルである。

(3) 運搬はバキューム車8台、タゴ三輪車1台で行う。

理由書

現在この地区においては、し尿の処理は海洋投棄で行っているが、原始的かつ不衛生的であるので、近代的な処理場を建設して処理せんとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第516号 宇和島都市計画街路の変更について

幹事：2等大路第3類第8号線は延長を縮めてを1等小路第13号線に改めます。2等大路第3類第3号線も延長を縮めます。2等大路第3類第7号線は一部ルートを変え、現在の板島橋に取りつけるようになっております。それから2等大路第3類第12号線も一部ルートを変え、2等大路第3類第3号線の終点に行くようになっております。それから第2といたしまして、2等大路第3類第11号線を廃止しようとしています。宇和島の都市計画街路は戦災復興計画として決定されましたが、旧敷紡跡地の工業用地の土地利用関係、あるいは明倫町付近の湿地帯の埋立てが行われて市街化してまいりましたので、土地利用上あるいは交通上、本案のように計画を変更したいということです。

第 70 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 41 年 4 月 7 日開催）

議事項目

- 議第 521 号 宇和島都市計画公園の変更並びに同公園事業及びその執行年度の決定について
- 議第 522 号 宇和島都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 523 号 八幡浜都市計画下水道の変更及び追加並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定及び変更について
- 議第 524 号 川之江都市計画下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 525 号 伊予三島都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 526 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 527 号 松山都市計画公園の変更及び追加について
- 議第 528 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度の決定について
- 議第 529 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度の決定について
- 議第 530 号 今治都市計画下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 531 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 532 号 川之江市営ごみ焼却場建築位置の決定について

議第 521 号 宇和島都市計画公園の変更並びに同公園事業及びその執行年度の決定について

第 1 都市計画公園中第 7 号公園を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

7、御浜公園、宇和島市丸ノ内 1 番地の内 488、約 0.24、児童公園

「別紙図面表示の通り」

第 2 都市計画公園中第 7 号公園ほか 1 公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

3、朝日公園、宇和島市朝日町 508 番地の 1、約 0.13、広場、遊戯施設、児童公園

7、御浜公園、宇和島市丸ノ内 1 番地の内 488、約 0.24、広場、遊戯施設、児童公園

「別紙図面表示の通り」

第 3 前項の事業は昭和 41 年度において執行する。

理由書

第 7 号公園の区域中 0.025 ヘクタールは個人に指定した仮換地であり、なお 0.025 ヘクタールは第 1 号公園に属するため変更しようとするものである。

議第 522 号 宇和島都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第 1、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 7 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,7 丸の内明倫町線、丸の内 17 番地の 29 地先、明倫町字亀淵乙 1946 番地の 1 地先、（榊形町、明倫町）、12、約 730

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 41 年度 約 2 割 4 分

昭和 42 年度 約 4 割 4 分

昭和 43 年度 約 3 割 2 分

理由書

本路線は明倫町湿地帯の埋立並びに板島橋の架替により市中心部より県道無月宇和島線を結ぶ最短路線の重要路線であり、なおその起点は国道 56 号線と連絡しているので改良舗装を施行し、沿道土地利用の合理化を図らんとするものである。

議第 523 号 八幡浜都市計画下水道の変更及び追加並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定及び変更について

第一 都市計画下水道中第 1 号下水道を次のように変更し、及び同下水道に第 2 号下水道を次のように追加する。

1 排水区域及び面積

【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域】

1、第 1 排水区、約 34、八幡浜市片山町、本町、矢野町 4 丁目～7 丁目、千代田町、天神通り、沖新田、田中町、横町、浜ノ町、海老崎、船場通り、新町、仲之町、堀川町、旭町、桜小路、大黒町、新港、港町、戎町、下道、旧役場通り、須賀ノ町、新開地通り、栈橋通り、新川通りの全部。昭和通りの一部。公共下水道

1、第 2 排水区、約 41.9、矢野町 1 丁目～3 丁目、東矢野町、浜田町、花小路、清水町、松陰町、大正町、江戸岡、駅前、桧谷、昭和通りの一部。公共下水道

1、第 3 排水区、約 7.1、大谷口、栗の浦の全部。公共下水道

1、第 4 排水区、約 12.2、古町、広瀬の全部。公共下水道

1、第 5 排水区、約 14.2、西近江屋町、東近江屋町、幸町、松本町、喜多町、白浜通り、裁判所通りの全部。大字大平の一部。公共下水道

1、第 6 排水区、約 11.3、大字向灘字中浦、大内浦の全部。字高城、杖の浦、勘定の一部。公共下水道

1、第 7 排水区、約 12.0、大字大平の一部、大字向灘字高城の一部。公共下水道

計 約 132.7

2 五反田排水区、約 34.3、大字五反田字五反田の一部、字王子、清滝、元井。迫田の全部。都市下水路

2 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

1、第 1 排水区、主要幹線、八幡浜市大黒町 3 丁目 1526 番地、八幡浜市田中町 67 番地、1.5～0.6、約 570、公共下水道

幹線、同大黒町 3 丁目 1526 番地、同新町 266 番地、1.5～0.6、約 320、公共下水道
幹線、同大黒町 3 丁目 1230 番地、同船場通り 107 番地、0.9～0.45、約 320、公共下水道

1、第 2 排水区、主要幹線、同本町 1335 番地、同松柏 982 番地 1.5～0.6、約 1,600、公共下水道
幹線、同東新川 1254 番地、同松柏 800 番地、0.90～0.45、約 610、公共下水道

1、第 3 排水区、幹線、同大字栗の浦字栗の浦 256 番地、同大字栗の浦字栗の浦 217 番地、0.6、約 60、公共下水道

幹線、同大字栗の浦字栗の浦 269 番地、同大字栗の浦字栗の浦 101 番地、0.5、約 70、公共下水道

1、第 4 排水区、幹線、同大字矢野町字広瀬 1357 番地、同大字矢野町字古町 1036 番地、1.0～0.45、約 610、公共下水道

- 1、第5排水区、主要幹線、同白浜 1579 番地、同大字大平 782 番地、 $4.4 \times 2.0 \sim 0.5$ 、約 320、公共下水道幹線、同白浜 1579 番地、同大字大平 831 番地、 $0.9 \sim 0.6$ 、約 540、公共下水道
- 1、第6排水区、幹線、同大字向灘 3081 番地、同大字向灘 3067 番地、 $0.7 \sim 0.6$ 、約 70、公共下水道幹線、同大字向灘字中浦 3024 番地、同大字向灘字中浦 3024 番地、 $0.5 \sim 0.45$ 、約 40、公共下水道
- 幹線、同大字向灘字大内浦 3088 番地、同大字向灘字大内浦 3088 番地、 0.8 、約 50、公共下水道
- 1、第7排水区、幹線、同白浜 1579 番地、同大字大平 374 番地、 $4.4 \times 2.0 \sim 1.08 \times 0.8$ 、約 640、公共下水道
- 2 五反田排水区、幹線、同大字矢野町 604 番地、同大字五反田 69 番地、 $1.80 \times 1.25 \sim 1.60 \times 1.25$ 、約 630、都市下水路

3 ポンプ場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、第1排水区、朝夕橋、大黒町3丁目 1526 番地、 0.05 、 90 立方メートル/分、1 台、 34.8 立方メートル/分、1 台

4 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員（メートル）、摘要】

- 1、第1排水区、朝夕橋、八幡浜市大黒町3丁目 1526 番地、 1.5 、公共下水道
- 1、第2排水区、1、同本町 1335 番地、 1.5 、公共下水道
- 1、第3排水区、6、同大字栗の浦字栗の浦 268 番地、 0.5 、公共下水道
- 1、第3排水区、2、同大字栗の浦字栗の浦 256 番地、 0.6 、公共下水道
- 1、第4排水区、7、同大字矢野町字広瀬 1357 番地、 1.0 、公共下水道
- 1、第5排水区、8、同白浜 1579 番地、 4.4×2.0 、公共下水道
- 1、第6排水区、3、同大字向灘字高城 3081 番地、 0.7 、公共下水道
- 1、第6排水区、4、同大字向灘字中浦 3024 番地、 0.5 、公共下水道
- 1、第6排水区、5、同大字向灘字大内浦 3088 番地、 0.8 、公共下水道
- 1、第7排水区、9、同白浜 1579 番地、 4.4×2.0 、公共下水道
- 2、五反田排水区、10、同大字矢野町 604 番地、 1.80×1.25 、都市下水路

別紙図面表示のとおり

第二 昭和 39 年建設省告示第 2701 号都市計画下水道中第 1 号下水道事業を次のように変更する。

1 排水区域及び面積区域

【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域】

- 1、第1排水区、約 18.7、八幡浜市片山町、本町、矢野町 4 丁目～7 丁目、千代田町、横町、浜ノ町、船場通り、新町、仲之町、堀川町、旭町、桜小路、大黒町、海老崎、港町、戎町、旧役場通り、下道、須賀ノ町、新開地通り、棧橋通りの全部。昭和通りの一部。公共下水道
- 1、第2排水区、約 39.3、同矢野町 1 丁目～3 丁目、東矢野町、浜田町、花小路、清水町、江戸岡、駅前、桧谷の全部。松柏、昭和通りの一部。公共下水道
- 1、第3排水区、約 7.1、同大谷口、栗の浦の全部。公共下水道
- 1、第4排水区、約 12.2、同広瀬、古町の全部。公共下水道
- 1、第5排水区、約 10.5、同西近江屋町、東近江屋町、幸町、松本町、喜多町、白浜通り、裁判所

通りの全部。同大字大平の一部。公共下水道

1、第6排水区、約9.8、同大字向灘字中浦、大内浦の全部。字高城、杖の浦、勘定の一部。公共下水道

1、第7排水区、約12.0、同大字大平、大字向灘字高城の一部。公共下水道

小計 約109.6

2 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

1、第1排水区、幹線、八幡浜市大黒町3丁目1526番地、八幡浜市新町266番地、1.5～0.6、約320、公共下水道

幹線、同船場通り106番地、同船場通り107番地、0.45、約40、公共下水道

1、第2排水区、主要幹線、同本町1335番地、同松柏982番地1.5～0.6、約1600、公共下水道

幹線、同東新川1254番地、同松柏800番地、0.9～0.45、約610、公共下水道

1、第3排水区、幹線、同大字栗の浦字栗の浦256番地、同大字栗の浦字栗の浦217番地、0.6、約60、公共下水道

幹線、同大字栗の浦字栗の浦268番地、同大字栗の浦字栗の浦101番地、0.5、約70、公共下水道

1、第4排水区、幹線、同大字矢野町字広瀬1357番地、同大字矢野町字古町1036番地、1.0～0.45、約610、公共下水道

1、第5排水区、幹線、同白浜1579番地、同大字大平831番地、0.9～0.6、約540、公共下水道

1、第6排水区、幹線、同大字向灘字高城3081番地、同大字向灘字高城3067番地、0.7～0.6、約70、公共下水道

幹線、同大字向灘字中浦3024番地、同大字向灘字中浦3024番地、0.5～0.45、約40、公共下水道

幹線、同大字向灘字大内浦3088番地、同大字向灘字大内浦3088番地、0.8、約50、公共下水道

1、第7排水区、幹線、同白浜3番地、同大字大平374番地、1.9×1.1～1.08×0.8、約590、公共下水道

3 ポンプ場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、第1排水区、朝夕橋、八幡浜市大黒町3丁目1526番地、0.05、90立方メートル/分、1台、34.8立方メートル/分、1台

4 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員（メートル）、摘要】

1、第1排水区、朝夕橋、八幡浜市大黒町3丁目1526番地、1.5、公共下水道

1、第2排水区、1、同本町1335番地、1.5、公共下水道

1、第3排水区、6、同大字栗の浦字栗の浦268番地、0.5、公共下水道

1、第3排水区、2、同大字栗の浦字栗の浦256番地、0.6、公共下水道

1、第4排水区、7、同大字矢野町字広瀬1357番地、1.0、公共下水道

1、第5排水区、8、同白浜1579番地、4.4×2.0、公共下水道

1、第6排水区、3、同大字向灘字高城3081番地、0.7、公共下水道

1、第6排水区、4、同大字向灘字中浦3024番地、0.6、公共下水道

1、第6排水区、5、同大字向灘字大内浦3088番地、0.8、公共下水道

1、第7排水区、9、同白浜1579番地、4.4×2.0、公共下水道

別紙図面表示のとおり

第三 昭和39年建設省告示第2701号八幡浜都市計画下水道事業の執行年度割を次のように変更する。

第1号下水道

昭和32年度から

昭和40年度まで 約3割4分

昭和41年度 約0割4分

昭和42年度 約1割3分

昭和43年度 約1割7分

昭和44年度 約1割8分

昭和45年度 約1割4分

第四 都市計画下水道中第2号下水道を第1項の計画のように都市計画事業とし、その執行年度割を次のように決定する。

昭和41年度 約1割9分

昭和42年度 約3割4分

昭和43年度 約4割7分

理由書

市街地の著しい発展に伴い、排水区域を拡張し市の発展に寄与しようとするものである。

議第524号 川之江都市計画下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について

第1 都市計画下水道中第1号下水道の下水管渠及び吐口を次のように変更する。

1 下水管渠

【下水道番号、排水区域名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

1、下分排水区、主要幹線、下分下水路、川之江市川之江町字破砂子936-1、川之江市金生町下分字坪の内1357、1.65～2.24、約1,660

2 吐口

【下水道番号、排水区域名、番号、位置、管径又は幅員（メートル）、摘要】

1、下分排水区、1、川之江市川之江町字破砂子936-1、1.8

別紙図面表示の通り

第2 昭和41年建設省告示第228号都市計画下水道中第1号下水道の下水管渠を次のように変更する。

下水管渠

【下水道番号、排水区域名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

1、下分排水区、主要幹線、下分下水路、川之江市川之江町字破砂子926-1、川之江市金生町下分字坪の内1357、1.65～2.24、約1520

別紙図面表示の通り

第3 第3 昭和39年建設省告示第1428号都市計画下水道事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和39年度から

昭和40年度まで 約3割6分

昭和41年度 約2割1分

昭和42年度 約2割0分

昭和 43 年度

約 2 割 3 分

理由書

本排水区の計画水路より上流における排水は道路側溝による排水にたよっていたのであるが、最近の所領交通の激増に伴い路側等の崩壊により在来の水路が狭隘となり、また沿線が特に市街地化したため水路補修も不可能な状態にあるので、今計画を完遂し、環境衛生の保全を図るものである。

議第 525 号 伊予三島都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第 1、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 2 号線ほか 1 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,2、井関通り線、中曾根出口 2034、三島町字木瓜 1655 の 8、（三島町生吉 1767）、9.6～10.1、約 990、舗装

2,3,4、宮北平木線、中之庄宮の北 415 の 2、三島町鐘鋳 2297、10.7、約 430、舗装

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 41 年度 約 7 割 5 分

昭和 42 年度 約 2 割 5 分

理由書

本路線は重要路線であり、交通量も日々増加し、交通の円滑を図るため舗装を実施するものである。

議第 526 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第 1、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 3 号線ほか 1 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,3、駅裏角野線、泉川下土居 3458 の 1、角野 2799 の 5、（泉川外山 4661-2）、9.8～10.6、約 2,900、舗装

2,3,4、中須賀上原線、金子甲 806 の 5、金子乙 186 の 2、（金子乙 225）、10、約 1,100、舗装

ただし、金子乙 225 の 2、金子乙 186 の 2、9.35、約 180、舗装

中須賀上原線、金子甲 1044 の 1、金子乙 183 の 2、1.0～12.0、約 80、改良

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

2 等大路第 3 類第 3 号線

昭和 41 年度 約 0 割 9 分

昭和 42 年度 約 1 割 8 分

昭和 43 年度 約 3 割 1 分

昭和 44 年度 約 2 割 0 分

昭和 45 年度 約 2 割 2 分

2 等大路第 3 類第 4 号線

昭和 41 年度 約 3 割 1 分

昭和 42 年度 約 3 割 2 分

昭和 43 年度 約 3 割 7 分

理由書

駅裏角野線は国鉄新居浜駅より市の中心部を南北に縦断して国領川総合開発山根発電所に通ずる幹線で

あって、終点より上部は別子ラインの景勝地を有し、四季を通じて行楽客がたえず、同幹線の舗装を完成し、産業発展はもとより観光ルートとして交通の円滑を図るものである。また中須賀上原線は新居浜都市計画街路の南北路線であり、市街地より上部地区に通じ産業発展及び交通の円滑を図るため舗装を施行するものである。

議第 527 号 松山都市計画公園の変更及び追加について

第 2 都市計画公園中第 1 号公園ほか 1 公園を次のように変更し、都市計画公園に第 18 号公園ほか 2 公園を次のように追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、城山公園、松山市堀之内丸ノ内地内、約 58.86、普通公園
- 12、三津公園、松山市大可賀町地内、約 1.37、近隣公園
- 18、西須賀公園、松山市大可賀町地内、約 0.14、児童公園
- 19、三本柳公園、松山市大可賀町地内、約 0.14、児童公園
- 20、小栗公園、松山市小栗町地内、約 0.26、児童公園

「別紙図面表示の通り」

理由書

- 1) 城山公園は、昭和 23 年 9 月松山特別都市計画公園として計画決定を受け、現在に至っているが、公園内の一部に国立病院（厚生省行政財産）、県警察本部（国有地、県有地）、NHK 松山中央放送局（民有地）等があり、今後公園として公共の用に供せないため城山公園から除外し、今後同公園の施設を充実し、市民の利用に供しようとするものである。
- 2) 昭和 36 年 12 月 27 日第 3010 号三津公園として計画決定を受けた同公園を今回都市改造事業により換地の計画において誤算により増地積を得、また新たに第 18 号西須賀公園、第 19 号三本柳公園を追加決定するものである。
- 3) 小栗公園は城山公園の一部に NHK の所有地があり、これを今度計画公園から除外して、その替地として小栗町にある敷地（約 750 坪）の提供を受け、新たに第 20 号小栗公園を追加決定し、施設の充実を図るものである。

議第 528 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度の決定について

第 1 都市計画公園中第 3 号公園ほか 1 公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 3、八坂公園、松山市三番町 1 丁目 3 の 3、約 0.14、広場、遊戯施設、児童公園
- 8、南味酒公園、松山市味酒町 1 丁目 11、約 0.17、広場、遊戯施設、児童公園

「別紙図面表示の通り」

第 3 前項の事業は昭和 41 年度において執行するものとする。

理由書

本公園は、松山市西北部並びに中心部に位置する児童公園で、両地域は現在、商業地域、住居地域として発展し、人口並びに交通量は年々増加の一途をたどりつつある。そこで児童を交通禍より守るとともに本施設を通じて情操の純化、健康の増進及び教養の向上を図ると共に、ひいては市民の福祉行政を充実するために早急に整備しようとするものである。

議第 529 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度の決定について

第 1、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 8 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,2,8、本町南吉田線、生石町 351 番地、大字南吉田 1692 番地、（南齊院町 633 番地、大字高岡 440 番地）、7、約 2,850、改良

「別紙図面表示の通り」

第 3 前項の事業は昭和 41 年度において執行するものとする。

理由書

本路線は市内中心部と松山空港を結ぶ唯一の都市計画街路にして諸車の通行は激しく歩行者の安全を図るため歩道を完備せんとするものである。

議第 530 号 今治都市計画下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について

第 1 都市計画下水道中第 1 号下水道の下水管渠及び吐口を次のように変更する。

1 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

- 1、第 1 排水区、主要幹線、本町通り線、本町 108 番地地先、常盤町 436 番地地先、1.65～1.2、約 1,070、公共下水道
主要幹線、恵美須町線、本町 94 番地の 2 地先、今治村 8 番地の 5 地先、0.9、約 460、公共下水道
主要幹線、宮脇通線、本町 108 番地地先、日吉 832 番地の 10 地先、0.8～0.5、約 940、公共下水道
主要幹線、駅前通線、今治村 601 番地の 9 地先、今治村 374 番地の 6 地先、0.7～0.45、約 430、公共下水道
主要幹線、旭町線、常盤町 436 番地地先、今治村 269 番地の 6 地先、0.7～0.6、約 250、公共下水道
主要幹線、森見通線その 1、今治村 601 番地の 9 地先、別宮 29 番地の 2 地先、0.45～0.3、約 210、公共下水道
主要幹線、森見通線その 2、別宮 258 番地の 1 地先、別宮 29 番地の 2 地先、0.45～0.4、約 190、公共下水道
主要幹線、泉川通線、常盤町 436 番地地先、日吉 4 番地の 1 地先、0.7～0.5、約 820、公共下水道
- 1、第 2 排水区、主要幹線、今治駅天保山線、蔵敷 1827 番地の 28 地先、蔵敷 721 番地の 3 地先、1.35～0.7、約 1,680、公共下水道
主要幹線、御厩通線、南堀 1514 番地の 1 地先、蔵敷 1008 番地地先、0.7、約 200、公共下水道
主要幹線、蔵敷旭町泉川通線、蔵敷 1827 番地の 22 地先、蔵敷 296 番地の 6 地先、1.8～0.3、約 2,850、公共下水道
- 1、第 3 排水区、主要幹線、北新町線、今治村 1084 番地の 1 地先、本町 108 番地地先、1.8～1.65、約 540、公共下水道
主要幹線、竹屋町線、今治村 734 番地地先、別宮 163 番地の 3 地先、1.2～1.1 約

1,310、公共下水道

主要幹線、慶応町線、今治村 734 番地の 1 地先、今治村 819 番地の 3 地先、0.8～0.6、約 270、公共下水道

主要幹線、北上線、北屋敷 784 番地地先、別宮 201 番地地先、0.6～0.35、約 700、公共下水道

主要幹線、室屋町北上線、今治村 819 番地の 3 地先、今治村 327 番地地先、0.6～0.3、約 520、公共下水道

主要幹線、北浜町線、今治村 1084 番地地先、今治村字浜手甲 1051 番地地先、1.8、約 352、公共下水道

1、第 4 排水区、主要幹線、常盤町線、日吉 719 番地の 2 地先、日吉 481 番地の 10 地先、1.0～0.3、約 1,010、公共下水道

主要幹線、二級国道 196 号線、別宮 163 番地の 3 地先、日吉 1071 番地地先、1.1～0.35、約 1,350、公共下水道

主要幹線、鷺之町線、日吉 843 番地の 2 地先、日吉 708 番地の 1 地先、0.8～0.3、約 610、公共下水道

主要幹線、鷺之町線延長、日吉 708 番地の 1 地先、日吉 70 番地地先、0.45～0.3、約 210、公共下水道

主要幹線、青木通線、日吉 790 番地地先、日吉 994 番地地先、0.6～0.3、約 440、公共下水道

主要幹線、青木通線その 1、日吉 787 番地地先、日吉 1009 番地地先、0.5～0.3、約 450、公共下水道

主要幹線、青木通線その 2、日吉 1009 番地地先、日吉 1092 番地地先、0.6～0.3、約 320、公共下水道

主要幹線、日吉町線その 1、日吉 708 番地の 1 地先、蔵敷 333 番地地先、0.6～0.4、約 370、公共下水道

主要幹線、日吉町線その 2、日吉 708 番地の 1 地先、日吉 699 番地の 1 地先、0.5～0.35、約 220、公共下水道

別紙図面表示の通り

2 吐口

【下水道番号、排水区域名、番号、位置、管径又は幅員（メートル）、摘要】

1、第 3 排水区、1、今治市今治村字浜手甲 1051 番地地先、1.8

1、第 2 排水区、2、今治市蔵敷 1827 番地の 22 地先、1.8

別紙図面表示の通り

第 2 昭和 39 年建設省告示第 3071 号都市計画下水道中第 1 号下水道の下水管渠及び吐口を次のように変更する。

1 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

1、第 1 排水区、主要幹線、本町通り線、本町 108 番地地先、常盤町 436 番地地先、1.65、約 1,070

主要幹線、恵美須町線、本町 94 番地の 2 地先、今治村 8 番地の 5 地先、0.9、約 460

主要幹線、宮脇通線、本町 108 番地地先、日吉 832 番地の 10 地先、0.8～0.5、約 940

主要幹線、駅前通線、今治村 601 番地の 9 地先、今治村 374 番地の 6 地先、0.7～0.45、約 430

主要幹線、旭町線、常盤町 436 番地地先、今治村 269 番地の 6 地先、0.7～0.6、約 250

主要幹線、森見通線その 1、今治村 601 番地の 9 地先、別宮 29 番地の 2 地先、0.45～0.3、約 210

主要幹線、森見通線その 2、別宮 258 番地の 1 地先、別宮 29 番地の 2 地先、0.45～0.4、約 190

主要幹線、泉川通線、常盤町 436 番地地先、日吉 4 番地の 1 地先、0.7～0.5、約 820

1、第 2 排水区、主要幹線、今治駅天保山線、蔵敷 1827 番地の 28 地先、蔵敷 721 番地の 3 地先、1.35～0.7、約 1,680

主要幹線、御厩通線、南堀 1514 番地の 1 地先、蔵敷 1008 番地先、0.7、約 200

主要幹線、蔵敷旭町泉川通線、蔵敷 1827 番地の 22 地先、蔵敷 296 番地の 6 地先、1.8～0.3、約 2,850

1、第 3 排水区、主要幹線、北新町線、今治村 1084 番地の 1 地先、本町 108 番地地先、1.8～1.65、約 540

主要幹線、竹屋町線、今治村 734 番地地先、別宮 163 番地の 3 地先、1.2～1.1 約 1,310

主要幹線、慶応町線、今治村 734 番地の 1 地先、今治村 819 番地の 3 地先、0.8～0.6、約 270、公共下水道

主要幹線、北上線、北屋敷 784 番地地先、別宮 201 番地地先、0.6～0.35、約 700

主要幹線、室屋町北上線、今治村 819 番地の 3 地先、今治村 327 番地地先、0.6～0.3、約 520

主要幹線、北浜町線、今治村 1084 番地地先、今治村字浜手甲 1051 番地地先、1.8、約 352

1、第 4 排水区、主要幹線、常盤町線、日吉 719 番地の 2 地先、日吉 481 番地の 10 地先、1.0～0.3、約 1,010

主要幹線、二級国道 196 号線、別宮 163 番地の 3 地先、日吉 1071 番地地先、1.1～0.35、約 1,350

主要幹線、鷺之町線、日吉 843 番地の 2 地先、日吉 708 番地の 1 地先、0.8～0.3、約 610

主要幹線、鷺之町線延長、日吉 708 番地の 1 地先、日吉 70 番地地先、0.45～0.3、約 210

主要幹線、青木通線、日吉 790 番地地先、日吉 994 番地地先、0.6～0.3、約 440

主要幹線、青木通線その 1、日吉 787 番地地先、日吉 1009 番地地先、0.5～0.3、約 450

主要幹線、青木通線その 2、日吉 1009 番地地先、日吉 1092 番地地先、0.6～0.3、約 320

主要幹線、日吉町線その 1、日吉 708 番地の 1 地先、蔵敷 333 番地地先、0.6～0.4、約 370

主要幹線、日吉町線その 2、日吉 708 番地の 1 地先、日吉 699 番地の 1 地先、0.5～0.35、約 220

「別紙図面表示の通り」

2 吐口

【下水道番号、排水区域名、番号、位置、管径又は幅員（メートル）、摘要】

1、第 3 排水区、1、今治市今治村字浜手甲 1051 番地地先、1.8

1、第 2 排水区、2、今治市蔵敷 1827 番地の 22 地先、1.8

「別紙図面表示の通り」

第 3 昭和 39 年建設省告示第 3071 号都市計画下水道事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 32 年度から

昭和 39 年度まで	約 5 割 2 分
昭和 40 年度	約 0 割 5 分
昭和 41 年度	約 0 割 8 分
昭和 42 年度	約 1 割 0 分
昭和 43 年度	約 1 割 0 分
昭和 44 年度	約 0 割 7 分
昭和 45 年度	約 0 割 8 分

理由書

今治港の水質汚濁を防止し、かつ台風時に汚濁された海水による浸水を防止するため、本案のように下水管渠及び吐口を変更しようとするものである。

議第 531 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第 1、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 3 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,1,3、内港浜ノ窪線、蔵敷 1538 番地の 1、喜田村字榎ヶ本 767 番地、（鳥生字大石 1539 番地）、18、約 2,540
「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 41 年度	約 0 割 4 分
昭和 42 年度	約 2 割 1 分
昭和 43 年度	約 2 割 1 分
昭和 44 年度	約 2 割 1 分
昭和 45 年度	約 2 割 1 分
昭和 46 年度	約 1 割 2 分

理由書

急激な車輛の増加と新産都計画にともなう国道 196 号線の現況では幹線路線としての機能を全うできず円滑なる運行を期し難いのでこれら交通量の輻輳を緩和するため本区間を 6 カ年継続で事業化しようとするものである。

議第 532 号 川之江市営ごみ焼却場建築位置の決定について

第 1 申請者 川之江市〇〇、川之江市長

第 2 位置 川之江市金生町山田井字三谷 1970-1（川之江都市計画区域内）

第 3 用途 ごみ焼却場 新設

第 4 敷地及び建築物の状況

敷地面積 3,300 平方メートル
建築物 鉄骨及び鉄筋コンクリート造
建築面積 70 平方メートル、

第 5 その他

- (1) 収集地区 川之江町、上分町の全部、妻鳥町、金田町、金生町の一部。
- (2) 収集戸数 6,539 戸
- (3) 収集地区人口 32,853 人

- (4) 収集量 1日 19.7 トン
- (5) 処理能力 1日 20 トン
- (6) 特殊自動車 3 台

理由書

現在のごみ焼却場の処理能力は1日約7.5トンで、かつ老朽化し、1日の収集量の一部を処理し得るのみで山間投棄のやむなきに至っている実情であり、まことに不衛生であるので新たに焼却場を設け環境整備の確立を図らんとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 532 号 川之江市営ごみ焼却場建築位置の決定について

委員：えてしてじんあい処理場とかし尿処理場については、住民感情が非常に紛糾しておるんですが、川之江の場合、現在よりも約1,500メートルほど上だろーと思いますが、幸い人家もないけれども、そういうことについて“審議会を通ったんだから”というようなことで、審議会をなべぶたみたいにして押すという傾向がいままでたくさんあるので、完全に地元の了解を得たかどうかということをお尋ね申し上げたいと思います。

幹事：私の聞いておりますところでは、地主の方の承諾は得ておるそうでございます。それから買収もほとんど終わっておるというように聞いております。

議第 527 号 松山都市計画公園の変更及び追加について

委員：城山公園の県警本部、NHK、国立病院を公園から除外するという事なんですが、その他の施設は現在の公園のままということに解釈できるわけですか。

幹事：市の財政力とかいろいろな点から考えまして、この3つはちょっと手に負えないということから除きまして、あとは何とか公園にしてやっっていこうということでございます。

委員：3つだけは公園から除外する、その他は一応現在の公園のままの形ということですか。

幹事：計画の公園でございます。中にはまだ公園になってないものもございまして、そういうものは将来それを公園にしていかなければならぬわけでございます。